

交流とふれあいによる人権尊重のまち

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする

総 合 計 画

2 0 0 1

倉 吉 市

第2部

基本計画 事業計画

目 次

第1部 序 論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成・期間	1
計画の構成図	2
体系図	3

第2部 基本計画・事業計画

第1章 部落の完全解放の実現	4
第1節 人権擁護の確立	4
1 個人情報の保護	4
2 部落差別事象への対応	5
3 人権侵害の救済と擁護	6
第2節 啓発・教育の推進	7
1 啓発推進組織の整備・充実	7
ア 人権啓発	7
2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	11
ア 就学前教育における同和保育の推進	11
イ 学校教育における同和教育の推進	14
ウ 社会教育における同和教育の推進	17
3 社会教育関係団体の自主活動の促進	22
第3節 社会参画の推進	24
1 社会参画の推進	24
2 地位向上	26
第4節 就労・雇用の促進	28

1	企業への啓発促進	28
2	就職の促進・安定	30
第5節	産業の振興	33
1	中小企業の育成	33
2	企業の誘致	35
3	農業の育成	36
4	林業の育成	40
5	水産業の育成	43
第6節	社会福祉の増進	44
1	地域福祉の充実	44
2	人権文化センターの取り組み	46
3	高齢者福祉の充実	48
4	福祉施設の活用	51
5	保険・年金の充実(医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及)	52
第7節	保健衛生の推進	54
1	地域保健の充実	54
2	地域医療体制の充実	56
第8節	生活環境の改善	58
1	住環境の整備	58
2	住宅の整備	61
第2章	障害のある人の自立と社会参画の実現	62
第1節	人権擁護の確立	62
1	個人情報の保護	62
2	人権侵害の救済と擁護	63
第2節	啓発・教育の推進	65
1	啓発推進組織の整備・充実	65
ア	人権啓発	65
2	生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	68
ア	就学前教育における障害児保育の推進	68
イ	学校教育における障害児教育の推進	69
ウ	社会教育における障害者教育の推進	70
3	社会教育関係団体の自主活動の促進	73
第3節	社会参画の推進	75
1	社会参画の推進	75

第4節 就労・雇用の促進	77
1 企業への啓発促進	77
2 就職の促進・安定	79
第5節 社会福祉の増進	80
1 地域福祉の充実	80
2 福祉施設の活用	83
第6節 生活環境の改善	85
1 住環境の整備	85
2 住宅の整備	87
3 公用・公共施設の整備	88
第3章 男女共同参画社会の実現	90
第1節 啓発・教育の推進	90
1 啓発推進組織の整備・充実	90
ア 人権啓発	90
2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	92
ア 就学前教育における男女共生教育の推進	92
イ 学校教育における男女共生教育の推進	94
ウ 社会教育における男女共生教育の推進	95
3 社会教育関係団体の自主活動の促進	96
第2節 社会参画の推進	97
1 社会参画の推進	97
2 地位向上	99
3 人権侵害の救済と擁護	101
第3節 就労・雇用の促進	102
1 企業への啓発推進	102
2 職業の安定	104
第4節 社会福祉の増進	106
1 一人親家庭福祉の充実	106
2 高齢者福祉の充実	108
第4章 在住外国人の人権保障の実現	110
第1節 人権擁護の確立	110
1 国籍条項	110
2 個人情報保護	112
3 人権侵害の救済と擁護	113

第2節 啓発・教育の推進	115
1 啓発推進組織の整備・充実	115
ア 人権啓発	115
2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	117
ア 就学前教育における国際理解教育の推進	117
イ 学校教育における国際理解教育の推進	118
ウ 社会教育における国際理解教育の推進	119
3 社会教育関係団体の自主活動の促進	120
第3節 社会参画の推進	121
1 社会参画の推進	122
第4節 就労・雇用の促進	124
1 就職の促進・安定	124
第5節 社会福祉の増進	125
1 地域福祉の充実	125
第5章 先住民族の権利回復の実現	126
第1節 啓発・教育の推進	126
1 啓発推進組織の整備・充実	127
2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	128
ア 学校教育における多文化教育の推進	128
イ 社会教育における多文化教育の推進	129
3 社会教育関係団体の自主活動の促進	130
第6章 身近な差別解消の実現	131
第1節 身近な差別等の解消	131
1 子どもの人権問題	131
2 いじめ、不登校問題	133
3 エイズ問題	135
4 特定疾患	136

第 1 部

序

論

第 1 部 序 論

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成 6 年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を施行して以来、平成 8 年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきたところであります。

しかしながら、教育、啓発、就労などにおいて、今なお課題が残されています。

そのため、この「第 2 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を、平成 13 年度の「第 9 次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、向こう 5 か年にわたる本市の部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の広範にわたる問題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

3 計画の構成・期間

「第 2 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」は、基本構想、基本計画及び事業計画とします。

(1) 基本構想

平成 8 年度に策定された「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」で示された基本方針を「第 2 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の基本構想として引き継ぐものとし、計画期間は平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間とします。

(2) 基本計画

計画期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間とし、「第 9 次倉吉市総合計画」の計画期間と同じくし、一体的に取り組むこととします。

(3) 事業計画

事業計画は、基本計画で示された各施策に対する具体的な事業を明らかにするこ

とにより、総合計画の効果的な推進を図るものであり、計画期間は3か年とし、毎年度向こう3か年の年度別計画を更新するローリング方式とします。

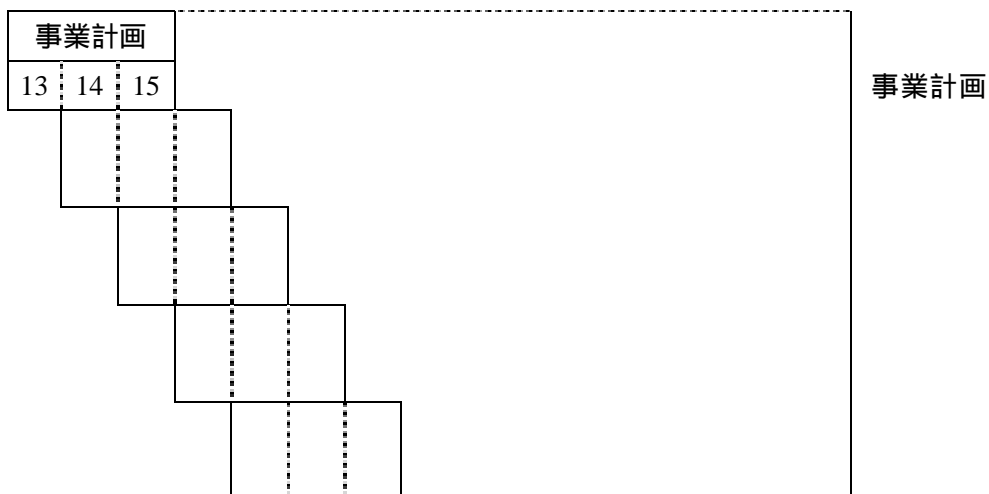
計画の構成図

平成 年度

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

基本構想 (15年)

基本計画 (5年)

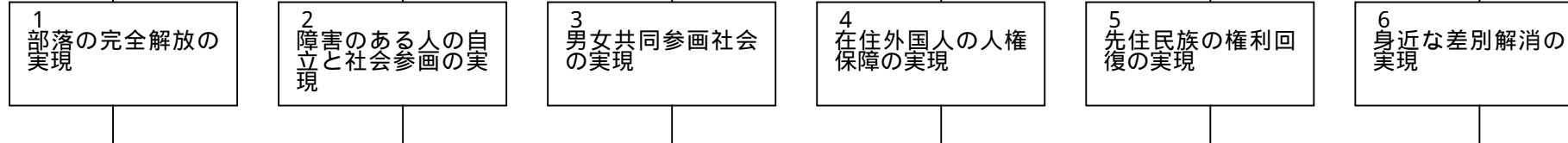


第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画体系図

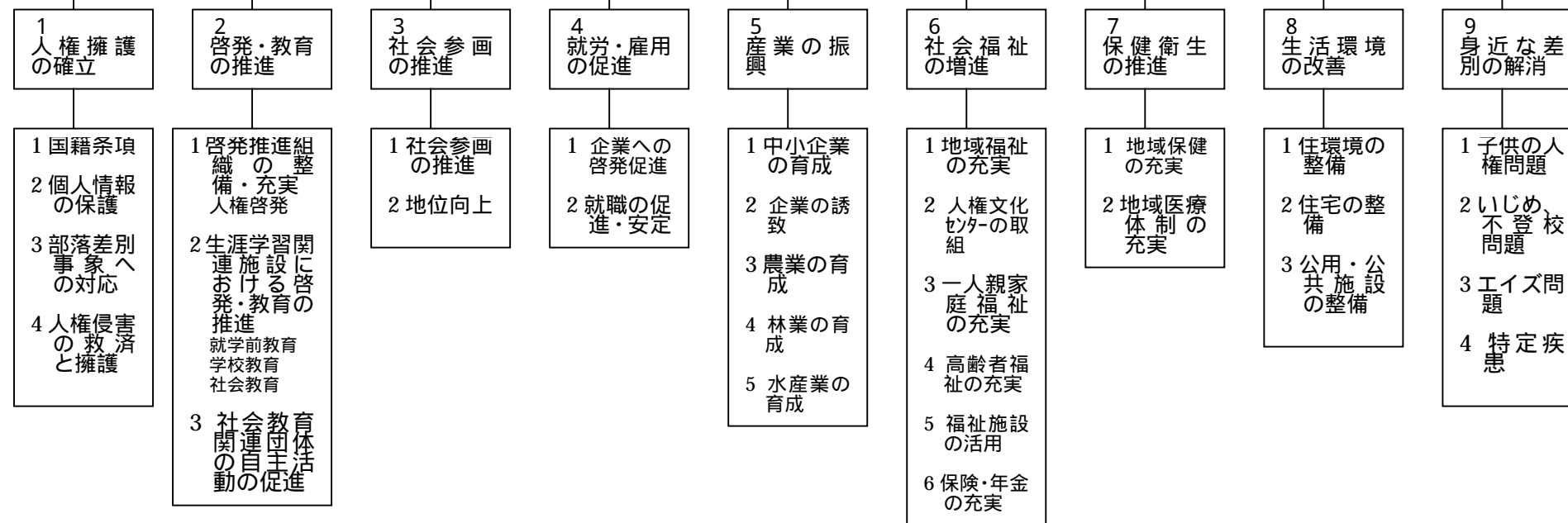
[将来の人権尊重都市像]

交流とふれあいによる人権尊重のまち

[施策の目標]



[目標達成のための取り組み]



第2部

基本計画 事業計画

第1章

部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

現状と課題

近年の情報化社会において個人情報の取扱いに対する不安が高まっており、市民への安全性、信頼性を確保する必要があります。

差別的な場面に出会ったとき、差別解消に向けた行動がとれるための職員研修と市民啓発の推進が必要です。

基本方針

身元調査、問い合わせなど人権侵害につながる行為が現実に行われていることを踏まえ、市民一人ひとりの基本的人権の保障を自らの責務として自覚し、差別を見抜く力と指導力の向上を図るとともに、市民啓発活動の推進に努めます。

基本計画

(1) 個人情報の保護

行政情報のなかの個人情報に係る市民の基本的人権侵害の防止に努めます。

(2) 職員の資質向上

人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう指導力の向上に努めます。

(3) 民間業者に対する調査、指導などの取り扱い

個人情報の保護について啓発を進めるとともに、民間業者における個人情報の取り扱いに関して、市民から問題提起された場合の対応について、調査・研究を行い的確な対応に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
個人情報の保護	倉吉市電子計算組織に係る個人データの保護に関する条例の遵守を徹底し、個人情報保護システムを確立	総務課
新規採用職員研修	新規採用職員研修に講座を開設	職員課
職場内研修	各職場で研修実施	
自治研修所職員派遣	自治研修所階層別研修へ職員派遣	
各種人権問題研修会職員派遣	各団体主催の研修会へ職員派遣	

第1節 人権擁護の確立

2 部落差別事象への対応

現状と課題

小・中・高等学校、職場・生活のなかなどで安易な言動による差別事象が発生しています。全市民に「相手の立場に立って考える」基本的な人権意識の高揚と啓発活動の充実を図る必要があります。また、人権侵害についての相談体制の充実が求められています。

基本方針

差別事象が発生した場合には、部落差別事象への対応方針に基づき、事実の把握に努め、その要因や背景並びに行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携し速やかな課題解決に努めます。

基本計画

(1) 相談窓口の充実

職員の責務と自覚を高めながら、事象に関係する関係課が主体的にその対応に取り組み、事実関係の正しい把握と人権侵害の事実を明らかにするとともに、各関係機関との連携による人権相談窓口の充実と周知徹底を図ります。

(2) 倉吉市人権啓発検討委員会の開催

差別事象の事実関係の把握に努め、その要因と社会的背景を正しく分析し、行政の主体による問題解決への対応方針を検討します。

(3) 啓発活動の充実

差別事象は、重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、市民団体との連携を図り人権擁護の体制づくりを強め、問題解決へ向けた市民への啓発活動の充実に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権相談窓口の充実	あらゆる差別に係る相談機関との連携の強化と相談体制の充実、広報による市民PRの徹底、リーフレットの作成	人権文化センター
人権啓発検討委員会	市民のための差別事象対応マニュアルの作成	
人権啓発資料の作成	身元調査お断りなどがスターチラシ配布、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載・縮刷版、啓発冊子「かいほう」、人権啓発カレンダー作成	
あらゆる差別に係る各代表団体連絡会開催	あらゆる差別に係る各代表団体連絡会と連携し、人権擁護の体制づくりを推進	

第1節 人権擁護の確立

3 人権侵害の救済と擁護

現状と課題

日常生活や結婚問題など、部落差別に関する人権侵害は根強いものがあり、各関係機関、団体との連携を図りながら、人権啓発を推進し、被害者への救済対策と人権擁護の体制確立に努める必要があります。

人権文化センターの人権相談窓口は、各専門機関との連携の強化を図るなかで、相談対応の充実に努める必要があります。

基本方針

市民が部落差別事象に関わった場合、差別を受けた人の立場や心情、そして、人権を守ることが第一として人権擁護機関と連携し、被差別の立場にある人々の願いや思いを尊重しながら、問題点を明らかにし速やかな課題解決に努めます。

基本計画

(1) 人権相談体制の充実

人権相談業務の窓口の整備を積極的に進めるとともに、各関係機関との連携による人権相談窓口の充実と周知徹底を図ります。

(2) 人権啓発日の設定（条例制定記念日など）

人権啓発日を設定し、市民にその内容をアピールするとともに、市民一人ひとりが気軽に参加できる体制づくりを行いながら、その啓発活動の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
市民啓発事業 行政相談の開設	市報掲載などにより啓発の実施 毎月開催(法務局、行政監察事務所、人権擁護委員、 行政相談員、市ほか)	総務課
人権啓発日の設定 人権相談窓口の充実（再掲）	人権啓発日を設定し、市民の人権意識の高揚を促進 あらゆる差別に係る相談機関との連携の強化による 相談体制の充実 広報による市民PRの徹底、リーフレットの作成	人権文化センター

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

現状と課題

平成12年11月、不当な差別や人権侵害を防ぐことを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、人権教育・啓発施策の根拠法となるもので、国、地方公共団体および国民の責務が明らかにされています。

行政として差別の実態と市民意識を把握し、差別や偏見の解消に向け市民組織などと連携の強化を図り啓発の推進に努める必要があります。

同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題に関する職員の意識実態の把握に努めることが必要です。

行政内部および地域での啓発活動を推進する指導者の育成を図ることが必要です。

同和問題の早期解決を図る対策の一つとして、関係団体に助成、支援していますが、今後も、同和問題の早期解決を図るための活動に対し、支援していくことが必要です。

市民に対する人権啓発として、幅広く市民の参加を促進し、市民の学習機会の保障と拡充を図る必要があります。

就職差別につながるような不適切な面接や職場内での差別事象が発生しています。本市では、倉吉市同和問題企業連絡会が組織され研修会などを開催されています。今後、行政として倉吉市同和对策雇用促進協議会を中心に企業訪問などによる倉吉市同和問題企業連絡会への加入や企業内推進組織の確立と研修実施を促進するため、研修機会および啓発資料・情報を積極的に提供していくことが必要です。

同和教育推進組織や団体が、それぞれの役割を踏まえながら横断的なネットワークを充実し、連携・協力を推進していく必要があります。

行政職員などが、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題解決に向けて自らの責務を自覚し地域活動への積極的な参加を図る必要があります。

町内学習会における参加者の固定化と学習内容と方法のマンネリ化を防ぎ、主体的に学習に取り組むことができるよう支援することが必要です。

基本方針

行政の各部局は、それぞれの分野で同和地区および同和地区住民に対する差別や偏見の解消と地域の文化教育力の向上を図る施策を推進するとともに、倉吉市同和教育研究会などの同和教育推進組織・団体および企業と連携し、市民一人ひとりの生き方や人権意識の高揚につながる活動を総合的かつ計画的に推進します。

基本計画

(1) 倉吉市人権啓発推進委員会の開催

部落差別の実態と市民意識を把握し、部落差別をなくするための行政課題を明確にし、行政総体として課題解決に向けた人権啓発の諸施策を決定し、具体的な実践活動を推進します。

(2) 人権啓発モニターの設置

効果ある施策の実施に資するため、啓発・教育の諸施策に対する市民の理解や部落差別解消への効果について、市民からの評価および情報の収集に努めます。

(3) 人権教育推進員と学校同和教育指導主事の充実

社会教育と学校教育における同和教育を社学一体で推進させるため、人的体制の充実を図ります。

(4) 行政職員意識調査の実施

部落差別をなくする主体者としての自覚と実践力を高めるため、行政職員の同和問題に対する意識の実態を把握検討し、職員研修の充実を図ります。

(5) 行政職員研修の充実と指導者の組織化

体系化された職員研修の中期計画を策定し、行政職員一人ひとりが自らの職務を通して、また、地域社会で人権啓発の指導的役割が果たせる資質と指導力の向上を図るため、計画的に実施します。行政職員を計画的に各種の指導者講座や研修会などに派遣、差別解消への意欲と実践力を身につけ、行政内部および地域での啓発活動を推進する指導者を育成、確保と各行政部局を管轄および指導監督する機関・団体・協議会などの職員研修の実施の指導に努めます。

(6) 同和教育推進組織・団体の活動支援

倉吉市同和教育研究会をはじめ、地域における同和教育推進組織およびPTAなど、社会教育関係団体の啓発活動を量的・質的に充実するため、財政的支援を行うとともに、学習機会や各種の学習教材・情報の提供、相談活動など、行政および生涯学習関連施設の支援を積極的に行います。

(7) 同和地区生活実態調査の実施

同和地区および同和地区住民に対する部落差別をなくする行政の諸施策の成果と差別解消の実態把握を行い、残された課題解決に向けた施策の構築に努めます。

(8) 市民意識調査の実施

市民の同和問題に対する意識の実態を把握し、啓発・教育の成果と課題を明確にし、部落差別をなくする施策の推進に努めます。

(9) 啓発資料の発刊と活用・情報提供

市民の意識の実態や学習ニーズを把握し、行政および関係機関、推進組織・団体と有機的な連携を図りながら、多様な学習方法に対応できる各種啓発資料の発刊や視聴覚教材・機器の整備、情報提供などの充実に努めます。

(10) 国・県および各関係機関・団体との連携

市民の学習機会や情報などの提供は、国・県および各関係機関・団体との連携・調整を図り、効果的な啓発活動を推進します。

(11) 倉吉市人権文化センターの機能充実

部落差別をはじめ人権に関する各種の資料収集、研究、資料展示を行い、市民の同和問題をはじめ人権問題の学習と交流活動を支援する人権文化センターの整備充実に努めます。町内学習会などの要望に対応のできる指導者の派遣、各種学習教材の設置など人権啓発の生涯学習支援システムの構築と機能の充実に努めます。

(12) 企業における啓発推進体制の確立と組織化

特に、雇用者10人以上の企業・事業所に対して、推進体制の確立と研修の実施を企業訪問などの中で指導要請するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の研修機会および啓発資料や情報提供、指導者の派遣など指導援助に努めます。

(13) 啓発媒体などの有効活用

マスメディアの活用や啓発ビデオを作成し、市民の日常生活や職場生活の中に届ける啓発を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権啓発推進委員会の開催	市民を対象にした各分野における差別事象対応マニュアルの策定と各課・所へ対応の徹底、毎年度人権啓発実施方針の決定と各課・所への周知徹底	人権文化センター
人権啓発センターの設置	啓発・教育の諸施策について、市民の理解や効果を図るための評価や情報の収集	
同和地区実態調査	県同和地区実態調査のデータをもとに、本市の実態調査を分析	
人権啓発資料の作成（再掲）	啓発冊子「かいほう」作成、部落解放シリーズの市報掲載・縮刷版、人権啓発カレンダーの作成、館報の発行	
各種教材の充実	人権啓発ビデオ、図書の購入	
人権啓発事業	インターネットによる国、県などの人権啓発機関の情報提供 人権啓発ネットワーク協議会（鳥取地方法務局主催）のホームページ活用による県内人権啓発機関との情報の送受信 人権学習プログラム作成 人権学習支援ポータルサイトの機能充実・PR あらゆる差別に係る各代表団体との連携による啓発情報の提供	
人権啓発資料の収集	歴史的資料などの収集保存	

<p>人権教育推進員設置 指導主事配置 倉吉市同和教育研究会助成 地区同和教育推進員連絡会助成 地区同和教育研究会助成</p>	<p>人権教育推進のため設置 指導主事の配置 倉吉市同和教育研究会への委託事業 各地区同和教育推進員連絡会への委託事業 各地区同和教育研究会への委託事業</p>	同和教育課
<p>新規採用職員研修 職場内研修 自治研修所職員派遣 各種人権問題研修会職員派遣</p>	<p>新規採用職員研修に講座を開設 全職場で実施 自治研修所階層別研修に職員派遣 各団体主催の研修会へ職員派遣</p>	職員課
<p>倉吉市同和対策推進協議会事業 部落解放基本法制定要求国民運動倉吉市実行委員会事業</p>	<p>団体補助金交付 委員対象の研修会実施 学習教材、情報の提供 団体補助金交付 市民啓発パンフレットの発刊 委員対象の研修会実施</p>	同和対策課
<p>市報掲載 ホームページ作成および掲載</p>	<p>部落解放月間、人権週間など特集 「総合計画」概要を作成し、ホームページ掲載</p>	広報電算課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における同和保育の推進

現状と課題

平成11年に保育所保育指針の改訂により、保育所は乳幼児の最善の利益を考慮し、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行うこととなりましたが、保育者自身の部落差別の現状についての認識は、地域・保育所により異なり、その取り組みに格差が生じています。

保、幼、小、中学校における一貫した同和教育の推進と地域で取り組む同和教育の充実を図るため、公民館など、生涯学習関連施設との連携を図り、中学校区同和教育研究会の促進に努める必要があります。

保育士の指導力の向上を図るための職員研修が必要です。

基本方針

乳幼児の保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。すべての乳幼児の心身の全面的な成長発達を図り、差別に負けない、差別を許さない感性と差別をなくする実践力を身に付けた人間の基礎づくりに努めます。

基本計画

(1) 保育内容の充実と保育環境の整備

倉吉市同和保育指針に基づき、すべての乳幼児の全面的な成長発達を保障し、部落解放の人的資質を育成するため、地域や園の実態に応じた保育環境を整備充実し、差別に負けない・許さない感性と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育に努め、差別に立ち向かい自らの進路を切り拓く力に具体的につながる保育実践を推進します。

(2) 同和保育加配保育士の設置

家庭・地域・学校・関係機関との連携や職員集団の資質の向上を図り、保護者や地域の保育課題を的確に把握し、その課題解決に向けた保育実践の中心的役割を果たす同和保育加配保育士の設置を進めます。

* 「地域改善対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が、平成9年3月31日で期限切れとなり、同和（地域改善）対策特別保育事業が「家庭支援推進保育事業」として創設され、児童の状況や家庭環境に対する配慮が幅広く実施されることとなりました。

(3) 職員研修の確立と指導力の向上

すべての保育者が部落差別の現実に学び、自らの社会的立場の自覚を深めるとともに、その責務を自覚して保育実践に努めるため、研修会などの機会を設定し、職員

研修の確立に努めます。

(4) 地域・保護者との連携及び啓発

乳幼児の生活全般にわたり発達段階に即した科学的、系統的、継続的なきめ細かな保育を行うため、幼稚園・保育所は保護者会や学校、地域、関係機関と連携し、相談活動や保護者学習会、仲間づくり活動など、地域の子育てセンターとしての支援体制および活動の充実を図ります。また、保護者の学習や活動を充実するため、すべての園に同和保育推進委員会の設置に努めるとともに、就学前の乳幼児、保護者を対象にした保・幼、小、中学校の一環した学力の向上、進路保障の取り組みを地域ぐるみで実施します。

(5) 入園奨励の助成措置による未就園児の解消

現在の子どもを取りまく厳しい実態の中には、家庭にあっても保育に欠ける子どもたちの実態があり、すべての子どもたちの全面発達を保障するため、入園奨励の助成措置を講じて保護者の負担軽減を図るとともに、集団保育の必要性を関係機関などと協力して啓発し乳幼児の入所の促進に努めます。

(6) 保育条件の整備・充実

国際化、情報化、高度技術化の進展や少子・高齢化の到来など社会の様々な面で急速な変化が進行するなか、乳幼児の全面発達や人権を保障するため、保護者と密接な連絡をとりながら、一人ひとりの子どもの課題に合わせた保育の実施に努めるとともに、0歳からの「皆保育」を指向する保育条件の整備、充実に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
家庭支援推進保育事業	同和保育の充実 仲間づくりの実践 いのちを大切にすることの育成 基本的な生活習慣を養う保育の実践 加配保育士の配置	福祉課
同和保育主任者会開催	同和保育の推進と保育者の資質向上 家庭との連携や保護者啓発	
障害児保育推進事業	障害児加配保育士の配置 障害児保育の推進	
同和保育研修会	各種研修会参加 同和保育研修	

<p>保育所運営事業</p> <p>子育て支援事業</p> <p>同和保育推進委員会</p> <p>保育料の減免</p>	<p>乳幼児保育、障害児保育、延長保育、休日保育等の特別保育事業の実施など</p> <p>加配保育士の配置等人的条件の整備及び充実</p> <p>地域子育て支援センター（小規模型）の活動充実</p> <p>研修会開催、研修会参加、機関紙発行</p> <p>保育料の減免</p>	
<p>中学校区同和教育研究会</p> <p>たくましくはばたく力育成事業</p>	<p>各中学校区ごとの研究会</p> <p>就学前（幼・保）教育の充実</p> <p>幼保、小、中、社の連携促進</p> <p>市内2小学校区指定（平成13年度事業）</p>	<p>同和教育課</p>

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

イ 学校教育における同和教育の推進

現状と課題

賤称語のもつ意味を十分に理解しないまま、友達同志のケンカや悪ふざけの中で、相手を軽蔑し打ちのめす手段として、また、相手より優位（見下す）に立つ手段として、容易に使用される状況があります。

社会的立場を深める学習が、すべての子どもにとって反差別の立場に立つところまでの指導が十分になされていない面があります。

同和问题学習が知的理解とともに、差別に対しての怒りや、憤りまで子どもの心情を高め行動に結びつくところまでに深まっていません。同和问题学習の教材開発、そして、学習内容や指導方法の工夫改善が必要です。

校内研修や積極的な地域進出等により、教師自らが、差別をなくする主体者としての力量を高める必要があります。

家庭や地域社会において、同和问题に対する理解と認識が十分になされないまま、予断と偏見が存在しているため、学校で学んだ同和教育の成果が薄められてしまう危険性があります。高度情報化社会の到来に対応した情報教育が求められているなかで、その教育条件の整備が必要です。

基本方針

同和地区児童・生徒が、将来社会の各分野に進出して有用な人材となるための、学校の教育力を一層高めるとともに家庭・地域の文化的教育力の向上を図り、すべての児童・生徒が主体的に差別の解消に取り組む実践力の育成に努めます。

基本計画

(1) 学力・生活実態調査と「たくましくはばたく力育成」事業の実施

同和地区児童・生徒の学力向上・進路保障にかかわる課題の解決を図るため、学校・家庭・地域の連携を深め、地域で取り組む同和教育を推進します。また、学校での研究実践を推進するとともに、家庭・地域の教育力を高めるための指導・援助を促進します。

(2) 同和教育の指導計画の改善と指導内容の充実

同和教育実践上の諸問題や推進上の課題についての研究実践を深めます。また、同和教育の指導結果に基づいて全体計画や年間指導計画を見直すとともに、全教科・全領域において、同和问题をはじめ障害者問題などの、あらゆる人権問題についての生活と結びついた教材開発や教育機器の活用などにより指導の充実を図ります。

(3) 学校同和教育の推進体制の充実と教職員の資質・指導力の向上

部落差別の現実に学び、教職員としての社会的立場を自覚し、その解決を自らの責務として研究実践するため、具体的な課題解決に向けて校内同和教育推進委員会や学年会などの活動をより活発化するとともに、授業研究、事例研究などの教職員研修の量的、質的な充実を図ります。

(4) 保護者啓発とPTA活動の充実

同和教育の公開授業や懇談会を積極的に実施するとともに、現地研修や交流会を実施するなど、保護者啓発の内容・方法の改善を進めます。また、PTA同和教育推進部(委員会)の活動を活性化し、会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進するとともに、地域に開かれた同和教育を推進します。

(5) 社会人講師の活用と指導者の育成・確保

地域の人材である、社会人講師の登用に努めるとともに、養成講座や研修会の開催ならびに各種研究集会への派遣などを通じて、指導者の養成と確保を図ります。

(6) 学校教育施設など教育環境の整備

「個」を生かす指導など教育内容・方法の多様化に柔軟に対応できる、差別のないゆとりと潤いのある教育施設・設備の充実に努めます。また、高度情報化社会に生き抜く学力を育成するため情報のネットワーク環境の整備を図るなど情報教育を充実します。

(7) 教育条件の整備と先導的な教育実践の推進

学校週5日制などに対応するゆとりと個性重視の教育、エイズ教育や環境教育など、人権教育にかかわる新たな教育課題に対応する教育を充実するため、先導的な実践研究のための教育条件の整備に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
たくましくはばたく力育成事業	市内2小学校区指定(平成13年度事業)	同和教育課
教職員の地域進出	小・中学校教職員現地指導	
同和教育主任者会の開催	学校同和教育の取り組みを研究協議	
中学校区同和教育研究会助成	4中学校区に団体助成	
学校同和教育教材及び作文集作成	人権作文集、学習教材	
同和教育加配教員配置	市内小学校に設置	
同和教育校内研究会	学校内研修会の開催	
学校研究用図書購入	各小・中学校	
学校同和教育懇談会	学校間の情報交換、研究協議	

学校PTA同和教育研修 同和教育指導者養成講座 同和教育推進員研修 人権ボランティア推進事業	各PTA組織で研修会開催 人権のために学ぶ同和教育講座 同和教育推進員研修 自主的なボランティア活動の促進と指導者の活用	
教職員研修 小・中学校パソコン教育推進事業 初等教育研究事業 中学校教育研究事業	初任者研修会で同和教育研修の実施 パソコン教育推進委員会の開催 情報ネットワーク整備充実 教育研究大会 教育研究大会	教育総務課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ウ 社会教育における同和教育の推進

現状と課題

図書館は、市民に同和問題をはじめ差別と人権に関する図書の購入閲覧を進めています。また、同和地区住民の学習や子どもの読書環境の整備などを支援する活動をはじめ、児童館（センター）・人権文化センター・公民館・学校での学習を支援する取り組みを行っています。今後も、これらを課題として取り組みが求められており、図書館の視聴覚コーナーの活用が必要です。人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、より実践的に活動できる住民を育成するためには、住民に必要で不可欠な学習（行政主体の学習）と住民自身が要求する学習（住民が主体的に行う学習）が、一層、充実するよう取り組む必要があります。

同和教育の成果により、あからさまな差別は減少し、同和問題に対する理解や人権尊重の意識は高まりつつありますが、差別的な言動に出会った時、指摘できない人や同和問題を他人事ととらえたりするなど、これまで得た知識を課題解決のための行動にまで十分に高まっていない現状があります。

同和問題について語り合うことが、研修会や学習会のなかだけに留まっており、家庭や地域、職場での日常的な会話や話題となっておりません。

学習の場が、自由な意見交換の場となりにくく、逆に差別意識を閉じ込めてしまう危険性と差別を温存しかねない状況があります。

住民の多様なニーズに応えることのできる指導者の養成・確保と指導者の悩みや不安に答えることのできる研修会が必要です。

人権文化センターは、人権啓発推進のため同和地区住民ならびに周辺地域住民のコミュニティセンターとして各種関係機関との連携のもと、幅広く活動し学習機会の提供を図る必要があります。

各種の同和教育推進組織・団体との連携・協力により、地域や各団体が開催する研修会へ講師の派遣を行っています。今後とも指導者の充実を図るため、同和問題をはじめ人権問題に深い認識と実践力のある指導者のさらなる発掘と養成に努めることが必要です。

生涯学習課・公民館・図書館・博物館では学級・講座の開催や人権パネルなどの資料展示、指導者の育成、情報提供や相談活動など推進しています。これら生涯学習関連施設が市民の学習機会や情報の提供、相談活動、プログラムの開発研究、人材育成や同和地区および周辺地域の交流学習など、住民学習の支援システムの機能を充実することが必要です。

公民館では、職員を対象に研修を行っています。生涯学習を推進するなかで、同和問題の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、今後さらに研修を深めていく必要があります。

公民館は、人権尊重を基本に住民の生涯学習の態勢を確立し、住民の自治能力を育成する諸活

動を保障する社会教育施設であり、地域住民の共通の課題として同和教育を推進していく場です。地区公民館では、住民の学習ニ - ズや地域の実態を踏まえ、同和問題の学習を学級・講座や団体活動のなかに設定し、また、地域での啓発活動を推進するため地区同和教育研究会などの活動や町内学習の充実に努めています。今後、対象別の学級・講座の開催や団体などの自主的な啓発活動を促進するなど、地域の啓発センタ - として住民の学習機会の充実、学習内容、方法の充実、指導者の発掘などの機能強化が求められています。

関係機関での各種研修会・学習会が開催されていますが、全企業の参加には至っていない現状であり、関係機関と連携し企業・事業所へ学習会参加を呼びかけるとともに、企業内研修会の実施を啓発・援助していくことが必要です。

行政および生涯学習関連施設の職員に対して、職員研修による職員の資質と指導力の向上が必要です。

博物館では、総合的な学習の場として、地域との連携を強める必要があり、解放文化祭への展示協力と啓発資料の展示パネルなどの借用展示を図るとともに、これらを積極的に進めます。総合的な学習として、地域との連携を強める必要があります。

児童館（センター）では、仲間づくりの視点で遊びを通して、児童の健全育成をめざした活動に取り組んでいます。また、母親クラブを組織し、学習会や仲間づくりの活動を通して啓発を進めていますが、さらに同和地区の生活実態等、子どもを取り巻く生活環境は厳しいものがあり、学校5日制を踏まえ、同和地区および周辺地区の子どもたちを含めた子育て支援事業が求められています。

同和地区生徒の就業機会の拡大や就業構造の改善を図る上で、現在の専修学校生等への奨学資金制度の果たす役割は大きいものと考えます。今後、県と連携を図り利用者（希望者）の実態に配慮した運営を図る必要があります。

基本方針

生涯学習のなかで市民に直結した啓発・学習活動を推進していくため、生涯学習センタ - や公民館などの社会教育施設をはじめ倉吉市同和教育研究会、地区同和教育研究会などの推進団体、PTAなどの社会教育関係団体のそれぞれが果たす役割や機能、啓発活動を体系化し、指導者のネットワーク化など支援システムの充実を図りながら、市民の生活実態に即した学習機会の充実や多様な啓発活動を推進します。

集会所、人権文化センタ - を中心として、学校、公民館、図書館などの教育施設・機関などとの有機的な連帯を図り、同和地区住民および各団体の自発的な学習活動や地域活動を推進し、生活基盤の改善および家庭の教育・文化の向上を図るとともに、子どもの進路保障に努めます。また、同和地区に受け継がれている伝承文化などの保存活動を奨励します。

基本計画

（１）市民に対する啓発活動の推進

行政をはじめ生涯学習課や公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習支援の機能を充実し、市民生活に直結した多様な学習や啓発活動の推進を図るとともに、倉吉市同和教育研究会をはじめ、PTAなどの社会教育関係団体の自主的な学習や啓発活動を推進するため、研修機会や学習情報、指導者養成などの支援を積極的に行います。また、地域における啓発活動を推進するため、地区同和教育研究会および同和教育推進員連絡協議会と公民館との連携を強化し、公民館においては住民の生涯各期（乳幼児期、少年期、青年期、成人期）を踏まえた学級・講座の開設や、町内学習会の充実に努めるとともに、同和地区の住民学習、啓発の充実、さらには、周辺地域の住民を含めた啓発活動を推進します。

（２）企業における啓発活動の推進

倉吉市同和问题企業連絡会や倉吉市同和问题雇用促進協議会を中心に関係機関と連携し、同和问题解決に向けた企業の啓発活動を促進するため、研修機会および啓発資料・情報の提供に努めます。

（３）生涯各期・各領域における指導者の確保

地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、研修会への派遣要請に対応し、行政および生涯学習課、公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設において、同和问题をはじめ幅広く人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。

（４）職員研修と資質の向上

行政および生涯学習関連施設の職員は、生涯学習を推進するなかで同和问题の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、計画的に職員研修を実施します。

（５）啓発資料・教育機器の整備と活用

学校や地域、企業、あるいは団体における同和问题の学習を支援するため、図書館をはじめ生涯学習課、公民館における図書の実質、視聴覚教材・機器の整備を進めるとともに、各種研修会や多様な学習方法に対応する啓発資料および教材の作成に努めます。

（６）同和地区住民の学習活動と進路の保障

集会所をはじめ人権文化センターを中心として、同和地区住民の学習活動や地域活動を充実するとともに、子ども会をはじめ女性や高齢者など各団体の部落解放に向けた自主活動の促進を指導援助します。また、学校、家庭、地域、企業などとの密接な連携の上に立った進路を保障する取り組みを充実します。図書館および博物館は、同和地区の子どもたちの読書環境の整備や学習の場を提供する事業などを推進するとともに、同和地区に受け継がれている伝承文化、資料の収集・保存活動を支援します。

(7)「地域推進システム」の確立による人権啓発の推進

公民館、人権文化センターを住民の学習と交流の拠点施設として機能を拡充し、学校、各種の同和教育推進組織・団体との協力、連携による地域単位の啓発活動の推進システムの確立に努めます。

(8)指導者のネットワーク化と活用

行政、学校、地域、運動体をはじめ各団体で幅広く人材を発掘し、地域での啓発活動や各種研修会などに対応できる指導者の育成と組織化を進めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
部落解放研究倉吉市集会	講演会、分科会	同和教育課
部落解放研究倉吉市女性集会	講演会、分科会	
同和教育町内学習会	市内全町、一部推進指定町	
公民館職員地域進出	公民館職員現地指導	
同和教育指導者養成講座	人権のために学ぶ同和教育講座	
人権問題巡回講座	全小学校区	
人権問題講演会	一部小学校区で講座開催	
社会同和教育教材作成	学習プログラムの開発と提供	
人権ボランティア・サービスの設置	自主的なボランティア活動の促進と指導者の活用	
同和教育推進員研修	同和教育推進員研修	
指導者用学習資料作成	同和教育推進の手引き作成	
倉吉市部落解放文化祭	作品展示、実践芸能発表	
解放子ども会育成事業	解放子ども会、生徒会の育成	
高校等奨学生研修会	奨学生を対象に研修会を開催	
人権教育地域振興事業	指定地区で講座開催	
県高等学校等進学奨励事業	高校、高等専門学校、大学生に奨学金貸与	
同和対策高等学校等奨学金	高校、高等専門学校、大学、専修学校に奨学金給付	

<p>人権問題講演会 人権啓発事業 センター共同事業 各年代層別学習会 地域交流啓発事業 地域指導者養成事業</p>	<p>全市民対象の講演会の開催 社会教育団体などの人権啓発指導者養成支援 関係課との連携およびネットワーク化 解放子ども会リーダー研修会 高校友の会夏期一泊研修 中部地区中学3年生交流会 子ども人権フォーラム 就学前から高齢者までの各種講座開催 人権文化センターと公民館が連携し啓発事業を企画・推進 関係課、地区公民館との連携による同和教育推進員育成への参画 市同和教育研究会との連携の強化 地区同和教育研究会との連携の強化 啓発資料の提供</p>	<p>人権文化センター</p>
<p>社会教育施設活性化支援事業 新成人啓発事業 公民館職員研修 公民館主催事業における同和教育講座の機会充実</p>	<p>図書、視聴覚教材・機器の整備 新成人に対する人権啓発パンフレット配布 研修会の実施 市指定学級で人権学習を実施</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>倉吉市同和问题企業連絡会事業 倉吉市同和対策雇用促進協議会事業 倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業</p>	<p>担当者研修会および企業トップ研修会 企業訪問、同和问题研修会、情報提供事業 先進地視察研修および各種勉強会</p>	<p>商工観光課</p>
<p>職員研修</p>	<p>専門研修の受講</p>	<p>職員課</p>
<p>人権図書コーナー設置 視聴覚コーナーの設置 おでかけおはなし隊 伝承文化資料の収集</p>	<p>人権に関する図書の購入 人権図書コーナーの設置 人権に関する視聴覚教材の購入 視聴覚コーナーの設置 関係課との連携およびネットワーク化 児童館・児童センターに出向き、図書の読み聞かせ 郷土誌（史）の収集</p>	<p>図書館</p>
<p>倉吉市部落解放文化祭パル展示</p>	<p>大阪人権歴史資料館の協力を得、人権パルおよび資料展示</p>	<p>博物館</p>
<p>進路指導対策研究協議会</p>	<p>進路指導対策研究協議会設置と活動充実</p>	<p>教育総務課</p>
<p>児童館運営事業</p>	<p>公立児童館（センター）運営 私立児童館（センター）運営助成</p>	<p>福祉課</p>
<p>県専修学校等奨学資金貸与事業</p>	<p>専修学校、各種学校在学者に奨学金貸与</p>	<p>同和対策課</p>

第2節 啓発・教育の推進

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

現状と課題

生涯各期における各種の講座・学習会を開催し、同和問題解決に向けた学習を深めていますが、自主的な活動をするまでには至っていません。今後さらに、自主活動の促進を図ることが必要です。

基本方針

行政および生涯学習関連施設は、社会教育関係団体の同和問題解決に向けた自主活動を促進するため、積極的な情報提供や指導者育成のための指導、援助を推進します。

基本計画

(1) 社会教育関係団体における指導者の育成

社会教育関係団体の自主活動の促進には、指導者の育成が必要不可欠です。そのため、各種研修会への派遣や参加を促進するとともに、団体活動における同和教育の必要性などについての研修会の開催および情報の提供に努めるとともに、相談業務を専門とする職員の配置を積極的に進めます。

(2) 学習機会、情報の提供

生涯学習を推進する上で、公的な教育施設利用団体への情報提供にとどまらず、民間の教育施設利用団体への学習機会・情報の提供ができるシステムを構築しながら、社会教育関係団体の実態を把握し、類似団体ごとに学習会の開催に努めます。

(3) 社会教育関係団体の地域活動の促進

社会教育関係団体の活動は、実践することで効果がさらに拡大します。生涯学習は、個人の学習機会を生涯にわたって保障するだけでなく、地域づくり・まちづくりへと範囲を広げることが生涯学習であり、部落差別のない地域づくりを推進する上で、社会教育関係団体の組織力、教育力に期待するところは大きく、社会教育関係団体相互の連携をさらに深め、地域活動へとつながる団体の育成・援助を行います。

(4) 生涯学習関連諸施設との連携活動

社会教育関係団体の同和問題解決に向けた自主的な活動を援助するため、生涯学習関連施設間の連携をさらに進めます。

(5) 社会教育関係団体の推進体制の確立と自主活動の促進

構成員の少ない社会教育関係団体の学習や実践活動を充実するため、推進員を設置し、各種の研修機会を提供しながら同和問題解決に向けた自主活動の促進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権啓発事業（再掲）	各種研修会などへの指導職員の派遣 関係課、各種団体と連携およびネットワーク化を図り、セク -事業のPR、情報提供	人権文化センター
人権啓発等推進事業（再掲）	講演会、研修会、講座、フォーラムなどを開催し、学習を 促進（人権相談業務については人権文化センターと調整）	生涯学習課

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

現状と課題

同和地区出身者の社会参画の促進を図るため、差別や偏見を解消する市民啓発や学校機関などによる児童・生徒の社会的立場の自覚をより一層深めていく教育が必要です。

児童や女性など社会参画から阻害されやすい人達に対して、地域社会の一員であることの自覚を求めるとともに、社会参画への意欲の向上を図る必要があります。

基本方針

同和地区出身者の社会参画を促進するため、人権文化センターの機能を充実し、教育・文化の向上、職業の安定、産業の振興および保健福祉の充実などとともに、行政の各分野で関係機関と連携した啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 人権啓発活動の充実

同和地区出身者が、地域や職場のなかで自らの社会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社会参画できる地域社会の実現のため、同和地区に対する偏見や差別を解消する人権啓発活動の充実を図ります。

(2) 学校機関などとの連携

保・幼、小・中・高等学校と連携を密にし、児童・生徒の社会的立場の自覚を深めるとともに進路の保障に努め、社会参画への意欲の向上を図るとともに、地域PTAや子ども会活動にかかわる保護者に対し、地域活動への一層の参加を積極的に働きかけます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
センター共同啓発事業	解放子ども会リーダ-研修会 高校友の会夏期一泊研修会 中部地区中学3年生交流会 子ども人権フォーラム	人権文化センター
中学校区同和教育研究会助成(再掲) 教職員の地域進出(再掲) 解放子ども会育成事業(再掲) 高等学校等奨学生研修会(再掲)	4中学校区に団体育成 小・中学校教職員現地指導 解放子ども会、生徒会の育成 奨学生を対象に研修会を開催	同和教育課

<p>児童館運営事業</p>	<p>地域、学校などと連携を取り、児童館（セター）活動の充実 児童館まつり 伝統文化の伝承 学習活動の推進</p>	<p>福祉課</p>
----------------	--	------------

第3節 社会参画の推進

2 地位向上

現状と課題

職員研修による職員の資質と実践能力の向上を図ることが必要です。

同和地区出身者の社会進出を促進するため、地域・職場における同和問題を正しく理解するための啓発の推進が求められています。

人権文化センター、集会所などを基点として、地域住民の自主的努力を支援し、促進する必要があります。

地域住民の生活実態や差別解消への願いなどを十分に把握した学習課題の設定を図り、学習者に同和問題と自己との関わりや、同和問題の解決を自分のこととして、とらえられるような啓発活動が必要です。

基本方針

同和地区住民が、自らの社会的立場の自覚を深めるとともに、地域社会が同和問題を正しく理解し、同和地区住民の社会進出が保障されるよう啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 職員の資質向上

同和地区住民への偏見の解消や、地位向上を図る行政能力の向上に努めます。

(2) 学習活動の推進

同和地区住民が自らの社会的立場の自覚を深め、あらゆる分野で活躍できる人材を育成するため、学習機会と情報の提供に努めます。

(3) 啓発活動の推進

同和地区住民の社会進出を保障するため、各関係機関と連携し、同和問題を正しく理解する地域・職場での学習の場の提供に努め、市民への啓発活動を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
職員研修	各団体主催の研修会などへの職員派遣	職員課
各年代層別学習会（再掲） 学習プログラムの作成	就学前から高齢者までの各種講座の開設（就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者） 町内学習会、企業研修用学習プログラムの作成	人権文化センター

人権教育地域振興事業 同和教育町内学習会 公民館職員地域進出 人権問題講演会（再掲） 人権問題巡回講座	指定地区で講座開催 市内全町、一部推進指定町 公民館職員現地指導 一部小学校区で講座開催 全小学校区で講座開催	同和教育課
---	---	-------

第4節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発促進

現状と課題

企業は同和問題の解決を自らの課題とし、自主的・主体的に研修、啓発活動を行っていくことが必要です。また、公正な選考・採用の確立を図る必要がありますので、今後、関係機関と連携し、企業訪問などにより、啓発活動を積極的に行っていくことが必要です。

基本方針

企業の同和問題解決における社会的責任として、応募者の適性と能力を基本とする、公正な選考、採用による就職の機会均等の確保と差別のない明るい職場づくりに関する啓発、指導に努めます。

基本計画

(1) 企業内同和教育の推進

人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、企業・事業所での理解と協力が必要です。企業の体質改善を図るため、事業主・担当者の自覚と責任により、在住外国人問題や障害者問題も含めた人権学習、具体的な事例学習など、同和問題研修会を計画的に実施するよう指導し、差別のない快適な職場づくりをめざした企業内同和教育を推進します。

(2) 同和教育推進員の設置

同和教育推進員の役割は、円滑な研修体制の確立を図るなど、企業内同和教育推進に極めて重要であり推進員の資質と指導力の向上に努めます。

(3) 倉吉市同和问题企業連絡会の充実

倉吉市同和问题企業連絡会は、トップ・担当者研修、企業内研修、全国・地域の各種集会への参加など、積極的に同和教育の推進を図っており、今後とも会員企業の活動を充実し、事業の促進に努めます。

(4) 同和教育推進特別休暇制度の創設とボランティア活動への参加

企業内同和教育研修会の一環として位置付けた同和教育推進特別休暇制度の創設を関係機関へ働きかけ学校同和教育への保護者の参加促進を図るとともに、社会福祉活動への参加を働きかけ、地域社会に貢献する企業育成に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業 倉吉市同和对策雇用促進協議会事業	先進地視察研修および各種勉強会 企業内研修会および担当者研修会の開催、 企業内推進員設置の要望、企業訪問、情報 提供事業 団体補助金交付	商工観光課
倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会および企業トップ研修会	

第4節 就労・雇用の促進

2 就職の促進・安定

現状と課題

市民生活の安定の基礎となる雇用の安定・機会の拡大を図るため、技術革新による企業形態の多様化、高年齢者、女性、障害のある人などの就労意欲も高まっており、就労形態に対応した施策が必要となっています。今後、学校や関係機関と連携し、新規学卒者の雇用、就職機会の拡大に努めるとともに、能力開発の促進を図ることが必要です。

国、県の進学奨励制度の活用により、高校進学率の格差は、是正されつつありますが、大学進学率については、格差が見られます。市としても、奨学金を支給し、将来、社会に有用な人材の育成と部落差別解消の担い手となるよう、この奨学金制度の継続を維持して行く必要があります。

同和地区の人々の就業形態は、不安定就労の占める割合が、いまだに高い状況にあることから、特に新規学卒者に対し、安定した就業への就労機会の拡大に努める必要があります。

高齢者は、身体面、経済面で社会的弱者と見なされがちですが、実際には、高齢者の多くは健康で社会的にも十分活躍できる人たちであり、できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるような環境づくりが必要です。

基本方針

魅力ある就労の場の確保のため、企業の誘致、地域内発型産業の振興や既存企業の育成支援を行うとともに、企業、学校、倉吉公共職業安定所、倉吉高等技術専門学校などの関係機関との連携により、同和地区出身者の雇用促進や能力・技術の開発促進により、社会進出と就職の安定を積極的に推進します。

基本計画

(1) 倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動充実

倉吉公共職業安定所や倉吉商工会議所などの関係機関との連携による雇用の促進を図るため、倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動充実に努めます。

(2) 就職違反面接の根絶

採用選考面接での不適切な質問が、同和問題に対する認識不足と企業内同和教育推進の不十分さにより繰り返されている現状を踏まえ、その改善に向けて、事業主・担当者の合同研修会を開催します。

(3) 安定した職場環境の確立

同和地区出身者の進路指導の強化による自立意欲の向上を図るとともに、雇用主の職場環境に対する意識を向上させ、安心して定着できる職場環境の確立に努めます。

(4) 企業の誘致

企業の誘致、地域内発型産業の振興や既存企業の育成により、雇用の促進に努めます。

(5) 長寿社会に向けた雇用の促進及び就労機会の確保

65歳までの継続雇用および中・高齢者の雇用の促進に努めるとともに、高齢者の技能を生かすため、倉吉市シルバー人材センターへの加入を進め、雇用、就労機会の確保に努めます。

(6) 職業相談員との連携

企業への雇用・就職援護制度の周知徹底を図るとともに、職業相談員と連携しながら雇用促進に必要な課題解決に努めます。

(7) 情報交換の場の形成

学校、倉吉公共職業安定所、企業、倉吉商工会議所、部落解放同盟倉吉市協議会・中部地区協議会などによる情報交換の場をつくり、進路指導の徹底と就職後の定着指導、相談活動の充実に努めます。

(8) 技能・資格取得、能力開発の促進

社会保障制度で対応できない不安定就労の実態を踏まえ、関係機関と連携を図り、就労の安定、中・高齢者の雇用拡大につながる職業訓練、技能修得、資格取得などの事業促進、能力開発施策の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
自動車運転科委託訓練生募集事業	倉吉公共職業安定所へ訓練生の推薦	商工観光課
高齢者雇用対策事業	倉吉公共職業安定所等と協調し、60歳定年の完全定着と65歳までの継続雇用実現の促進	
雇用関連制度の周知と雇用促進事業	倉吉公共職業安定所作成の求人情報の提供 倉吉公共職業安定所と協調し、企業へ制度などの周知	
関係機関・団体の合同研修会	中部地区高等学校同和教育研究会、倉吉市同和教育研究会企業活動委員会などによる合同研修会の開催	
技能・資格取得・能力開発促進事業	倉吉公共職業安定所、倉吉高等技術専門学校などと連携を図り自動車運転免許、パソコン講座、インターネット講座などの事業促進	

県高等学校等進学奨励事業（再掲）	高校、高等専門学校、大学に在学する者に奨学金を貸与	同和教育課
同和対策高等学校等奨学金（再掲）	高校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校に在学する者に奨学金を給付	
教職員の地域進出（再掲）	小・中学校教職員現地指導	
特定新規学卒者就職促進奨励事業（再掲）	新卒時に就職支度金支給	同和対策課
県専修学校等奨学資金貸与事業（再掲）	専修学校、各種学校在学者に奨学金貸与	
ｼﾊﾞ-人材センター運営事業	倉吉市ｼﾊﾞ-人材センターへ運営費補助	長寿社会課

第5節 産業の振興

1 中小企業の育成

現状と課題

同和地区の企業経営は、規模が小さく、土木・建設事業が多く、長引く不況により厳しい経営状況下にあります。今後、関係機関と連携し、企業の育成に努めて行くことが必要です。

同和問題の早期解決を図る対策の一環として、倉吉市同和対策推進協議会から部落解放倉吉市企業連合会に対し、助成支援しているが、今後も、団体の資質の向上、充実に努めます。

基本方針

安定した経済基盤の確立を目指して、企業育成と経営指導の充実に努めます。

基本計画

(1) 勤労者の生活安定

中小企業勤労者の生活安定を図るため、各種社会保険制度、中小企業退職金共済制度や特定業種退職金共済制度の普及と加入促進に努め、労働者福祉の向上に努めます。

(2) 部落解放倉吉市企業連合会の育成

部落解放倉吉市企業連合会の活動を支援し、中小企業者の資金確保の促進のため、各種金融対策の活用などにより経営の近代化に努めます。

(3) 能力開発の推進

関係機関との連携により、同和地区出身者の能力開発を推進し、企業に有用な人材育成に努めます。

(4) 情報化社会への対応

情報化社会に対応できる企業育成を目指して、プログラマー、システムエンジニアなど各種公的資格取得制度のPRに努め、企業主への啓発と職員の受講を促進するとともに、情報化社会への対応と経営の合理化と安定に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
同和地区中小企業特別融資事業	信用保証協会預託	商工観光課
同和地区中小企業特別融資利子補助事業	当該貸付利子の利子補助	
同和地区中小企業特別融資保証料補助事業	保証料の補助	
労務改善事業	倉吉労務改善協会へ補助金交付	

中小企業の育成事業	倉吉公共職業安定所、倉吉商工会議所など関係機関・団体と連携を図り自動車運転免許、パソコン講座、インターネット講座などの事業の推進	
部落解放倉吉市企業連合会育成事業	倉吉市同和対策推進協議会による活動支援	同和対策課

第5節 産業の振興

2 企業の誘致

現状と課題

平成11年に1社の企業進出があり、さらに既存企業の工場増設もあり、雇用増が図られていますが、今後さらに、企業誘致に努めるとともに、既存企業の育成にも力を入れて行く必要があります。

めまぐるしい社会の変化のなかにおいて、望ましい職業感、勤労観を育みながら、進路意識の向上を図ることが必要です。

基本方針

電気・機械、サ・ビス産業など既存企業の育成と、高度技術を備えた付加価値の高い企業の誘致に努めます。

基本計画

(1) 企業の誘致

企業の誘致を図るとともに、既存企業や地場産業の育成に努めます。

(2) 学校教育との連携

学校教育における進路指導と連携を深め、同和地区児童・生徒の進路意識の向上に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
企業誘致事業	企業立地パソフレット作成、企業訪問、大阪事務所による企業誘致活動、工業団地案内版設置などの事業推進	商工観光課
優秀な人材の育成事業	中部地区高等学校同和教育研究会と連携し、企業訪問研修会の実施	
進路指導対策研究協議会	進路指導対策研究会設置と活動充実	教育総務課

第5節 産業の振興

3 農業の育成

現状と課題

本市の農業は、水稲のみならず野菜、果樹、畜産などの複合経営を中心とした多様な生産が営まれています。平成10年の農業粗生産額は75.4億円で県内第2位となっており、作物別にみると米、すいか、梨、酪農、養豚と続いています。水田、畑ともにほ場は、ほぼ完了しており農業構造改善事業などの実施により生産基盤の整備を推進してきました。しかし、本市の農家戸数は減少を続け、農業就業人口では女性が58.9%、また、農業従事者のうち65歳以上が、53.0%を占め、依然として農業就業構造は女性、高齢者に依存する傾向になっています。このように、本市の農業・農村は農業従事者の減少、高齢化の進行、新規就農者の減少などによる担い手の不足、それに伴う耕作放棄地の増加など、深刻な状況に直面しています。また、果樹振興と観光振興を目的とした鳥取県二十世紀梨記念館を含む倉吉パ・クスクエアが整備されたことにより、観光的農業振興を図る必要があります。今後、「食料・農業・農村基本法」の基本理念を元に、地域農業の見直しと農家の意向を組み入れた足腰の強い農業の確立を図り、後継者対策などを中心に農業の活性化を推進する必要があります。

基本方針

ウルグアイ・ラウンド農業合意以降の国際化に対応できる低コスト・高品質・高生産性を持った21世紀農業確立のため、担い手の育成などによる生産体制の強化、農業生産振興、生産基盤の整備や農村生活環境の整備などを総合的に実施し、年間2,000時間で勤労者並みの所得を確保することを目的に、実情に即した農業振興施策を行い、農業経営の安定を図るほか、環境と調和した農業の活性化に努めます。

生産体制の強化による余剰労働力を、農産物の加工など付加価値を高めて行くことや、ブランド商品の開発に向けた取り組みなどに活用してまいります。

同和地区は、農業地帯に多く存在しており、周辺農家とのつながりがありますが、同和地区以外の農家は同和問題への理解を深めることを目指し、21世紀を展望する農業のあり方や栽培技術の研究活動を支援し、さらに農業を通じた農家同志と消費者との交流を深め、同和地区の人々の思いや願いを共感できる学習の場づくりに努めます。

基本計画

(生産体制の強化)

(1) 生産者組合の結成と活動

今後、施設野菜生産組合連絡協議会と各果樹施設生産組合の統合による倉吉市同和対策農業振興促進協議会の設立を促進し、農家の自立意欲の育成と生産技術の向上をめざした講

習会などの開催に取り組むとともに、倉吉地方農林振興局改良普及部、ＪＡ鳥取中央農業協同組合との連携を密にしながら、栽培技術指導と流通販路の拡大を促進します。

(2) 農地の有効利用

優良農用地の確保に努めるほか、農地の造成や土地改良事業などの農業生産基盤の整備を計画的に推進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。

(3) 農業後継者の育成・確保

新規就農者を育成・確保するため、若者、退職者、都会からのＵターン者などに「農業体験」の場を提供し、魅力ある農業の推進に努めます。

(4) 集落営農集団の育成

広域的な農地の借り手や生産組織、大型経営体の育成を図るとともに、集団営農を基本として集落ぐるみの農地の利用や作付け栽培の協定、農作業の受委託機械施設の共同利用などの推進に努めます。

(5) 農家の経営安定

地域ぐるみの農地利用計画を策定することにより、広域的な農地の借り手となる担い手や生産組織の大型経営の育成を図るため、経営安定資金の有効活用などにより、農家の経営安定を図ります。

(6) 基幹的担い手農家群の育成

同和地区においても、農業経営改善計画認定制度（認定農家）の普及を図り、育成する担い手を明確にし、農用地の利用集積、優良農用地の確保など経営基盤の強化に対する支援をおこなうとともに、倉吉地方農林振興局改良普及部やＪＡ鳥取中央農業協同組合などの農業関係機関・団体との連携により、支援活動を進めます。また、地域を取り込んだ農業生産法人を重点に、一戸一法人を含む農業生産法人の設立を促進します。

(7) カントリーエレベーターの整備

施設整備の効率的な運営と大規模農家、受委託組織の生産性の向上を図るため、カントリーエレベーターの整備により、事業拡大の推進と産地間競争に対応できる供給体制を整備します。

(8) 農業情報化の推進

インターネットやＣＡＴＶの導入および活用を促進し、農村情報など各種農業関連情報の充実に努めるとともに、防災行政無線の有効活用により、農業災害の早期対応を図ります。

(農業生産の振興)

(1) 地域特産物の育成

地域の特産品づくりでは、同和地区の立地条件を考慮し、低コスト生産と地域輪作体系の確立による地域特産物のブランド化を図ります。

(2) 畜産の振興と耕種連携の強化

優良雌牛の保留に努め、経営体質の強化と生産コストの低減を図るとともに、高能率牛の

導入により高品質な乳牛の低コスト生産を促進するとともに、家畜糞尿の適正な処理と地力増進を図るため、耕種農家との連携を強めます。

(3) 新たな生産技術の導入

新品種の導入を進めるとともに、バイオテクノロジーなどの高品質技術を活用した新たな農業生産技術の導入に努めます。

(4) 流通・消費対策

観光農園の農産物商品のイメージを形成するPR活動の充実、販売キャンペーンの展開や出荷体制の確立を図り、有利販売に努めます。

(5) 都市と農村の交流促進

「交流と共生」を理念として、観光農園の整備振興・オーナー制度の導入など、都市（消費者）と農村（生産者）との交流を促進します。

(6) 農業生産基盤の整備

暗渠排水、農業用排水路整備により水田の乾田化を促進し、高度利用のできる圃場の整備を図り、21世紀農業に対応できる生産基盤の確立に努めます。

(7) 農村生活環境の整備

農業農村地域の生活環境の整備、河川や農業用排水路の水質保全を図るため、公共下水道区域外の農業集落排水事業を推進します。

(8) 営農相談員の役割

各地の農業情報の提供を行い、生産技術の向上と意欲の高揚に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
* 地域農業の生産活動の発展を図るため倉吉市同和対策農業振興促進協議会設立について部落解放同盟倉吉市協議会と協議		農林課
* 農業情報化に向けて倉吉市、関金町、三朝町とJA鳥取中央農業協同組合で検討		
* 同和地区の立地条件を考慮しながら、地域特産物のブランド化の促進		
* 農産物のイメージアップを図るため、販売キャンペーンの展開、出荷体制の準備を図るとともに関係機関・団体と一体的に推進		
* 観光農園、オーナー制度の導入など、都市と農村の交流について検討		
* 倉吉地方農林振興局改良普及部、JA鳥取中央農業協同組合など関係機関と連携を図り、営農などの相談活動の推進		

農用地利用調整特別事業 農地を生かした担い手づくり支援事業 農業後継者養成対策事業 小規模零細地域営農確立促進対策事業 鳥取県小規模零細地域営農確立促進対策事業 小規模零細地域営農確立促進対策事業 ｽｰﾊﾟｰ総合資金利子補助事業 農村地域農政総合推進事業 経営構造対策事業 堆肥等処理施設緊急整備事業 家畜改良増殖対策事業 肉用牛生産増殖対策事業 養豚衛生対策事業 第8回全国和牛能力共進会対策事業 小規模零細地域営農確立促進対策事業	農用地利用調整活動費 農地を生かした担い手づくり支援事業補助金 有用な人材育成の為の奨学金給付 電気フェンク ロック設置 トラクタ、コンバイン、スワードリャ、初刷り機水稲播種機(機械更新) 共同作業所等塗装・修繕 認定農業者の利子負担軽減 農村地域農政総合推進事業費補助金 大栄・倉吉カトリックセンター整備 家畜排せつ物処理施設・処理機械 家畜導入 自家保留牛への補助 豚舎内外の消毒剤の補助 共進会出品に向けた補助 推進事業(水耕技術習得)	
小規模零細地域営農確立促進対策事業(農業生産基盤整備事業) 農業集落排水事業	農道整備、農業用排水 処理施設の建設 管路埋設	農村整備課

第5節 産業の振興

4 林業の育成

現状と課題

森林は、林産物生産はもとより、水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林の有する多目的な機能を有しており、これらの機能を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

本市の平成11年度における森林面積は10,316haで市域総面積の59.1%を占めており、このうち国有林を除く民有林は9,979haと全森林面積の96.7%となっています。森林資源の整備状況をみると、人工林面積は、4,821ha、人工林率は48.3%となっていますが、35年以下の若齢級の森林が全体の50%を占めており、今後、これらの森林の適正な整備を推進していくことが求められています。

しかし、森林を取り巻く情勢は依然として厳しく、小規模林家が多いことや後継者不足木材価格の低迷、高齢化などにより林業生産活動が停滞し、間伐、保育などの施業が適正に実施されていない森林が増加しています。

このため、今後は、林業生産基盤の整備や後継者育成を進めるなど林業生産意欲の向上に努めながら、造林、間伐、保育などの森林整備や、素材生産、加工流通体制の一体的整備を進め、活力ある林業の振興に努めていくことが必要です。

また、自然と市民のふれあいの場や市民の保健、休養の場に加え、地球温暖化防止などへの期待と関心が高まっているなか、森林の保全に努めるとともに多目的利活用を図ることが必要となっています。

基本方針

同和地区の林家を含めた地域林業関係者の連携により、計画的な間伐、保育などの森林施業を進めるとともに、林道整備や後継者対策の推進、林業労働力の育成・確保、特用林産物の振興や加工、流通体系の整備を図ります。また、森林の保全に努め、森林が有する公益的機能を発揮させるとともに多目的活用を図ります。

基本計画

(生産基盤の整備)

(1) 林道・作業道の整備

生産基盤の整備を図るため、林道網整備計画に基づき、林道・作業道の整備、改良を進めます。

(林業労働力の育成・確保)

(2) 林業後継者への支援

就労条件の改善や機械化の促進を図るとともに、認定農家を含めた担い手の育成、組織化などを推進するために、林業後継者の支援を行います。また、林業作業の受託組織の育成を図り、雇用の安定に努めます。

(林業生産の振興)

(3) 造林・育林の推進

森林資源の保全培養と森林の持つ公益的機能の増進を図るため、人工林の造林・保育や複層林整備をします。

(4) 林業構造の改善

特色ある多様な地域の森林資源を活した村づくりと、農山村の定住条件の向上を図ることを基本とした林業構造の改善を進めます。

(5) 特用林産物の生産拡大

特用産物としての椎茸などのきのこ類を中心に、山菜などの生産振興を図り、販売促進に努めます。

(6) 森林の保全・活用

保安林の適正指定とともに、森林浴の森、レクリエーションの森などの整備を進めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
林道開設事業及び林道舗装事業	林道開設事業 林道線舗装事業 林道維持管理事業	農林課
森林整備担い手育成対策事業	事業主に健康保険・厚生年金掛金補助	
林業労働者福祉向上推進事業	林業労働者共済掛年金の一部助成	
保全松林緊急保護整備事業	<衛生伐> 松林の健全な育成保全を図ることを目的に、被害木を含む不用木等の除去・処理実施	
	<人工造林> 保全松林周辺での被害木が放置された荒山を地拵えを行い樹種転換造林を実施	

協同組合中部木材総合センター設置事業	流域林業・木材関連産業の活性化のため組織化の設立	
椎茸生産意欲向上対策事業	中部地区木材の集積・貯木・販売・製材・加工販売 椎茸生産に必要な原木の購入に対する一部助成（県事業）	
復旧治産事業	森林の維持管理のための整備を行うとともに、精神的なふれあいの場、空間利用の整備	

第5節 産業の振興

5 水産業の育成

現状と課題

水産業については、河川・水辺環境の改善を図り、魚の住める川を取り戻し、天神川水系における魚資源の培養によって、漁業とレクリエーションの調和を図りながら、地域の特性を活かした内水面漁業の振興に努める必要があります。

基本方針

魚の豊かな川づくりや、水と魚にふれあう環境の整備を図るとともに、内水面漁業の振興に努めます。

基本計画

(1) 水と魚とのふれあいイベント

各種イベントにおいて、可能な限り、魚のつかみ取りなどを盛り込み、豊かな自然に配慮しながら、天神川漁業協同組合の取り組みにも目を向け、水と緑の豊かなふるさとづくりを推進します。

(2) ふれあいの場づくりの推進

現在ある農業用溜め池をレクリエーションとしての利用を図るなど、河川環境の改善と市民ふれあいの場づくりを推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
魚とのふれあい学童体験事業 ふれあい放流事業 産卵場造成事業	市内の小学校児童を対象に鮭の放流事業実施 天神川水系における魚資源の維持培養および市内の児童による学習体験を提供 天神川水系における硬化した河床を耕転し、ウグイ、ハエの産卵に適した環境を整備	農林課

第6節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

現状と課題

被保護世帯の大部分が、高齢、傷病、障害などに起因した世帯で勤労などによる自立が困難な状況であり、保護受給期間は長期化の傾向にあります。

少子高齢化、核家族化の進行などにより、地域社会に関する様々な課題が増加し、これに伴い、市民の福祉に対するニーズは、多様化しており、特に在宅福祉サービスの充実が求められています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で暮らし、介護が必要となった時は、自宅で介護を受けることを希望しています。平成12年4月、将来の介護需要に対応するため、介護保険制度が施行され「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定し、事業を開始しました。

基本方針

同和地区における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対し総合的な施策を推進し、人間関係が健やかに充実され住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域福祉社会の実現を目指します。

また、乳幼児の基本的な生活習慣の定着などをはじめとする健やかな健全育成の充実を図り、児童、生徒の学力の向上と進路の保障に努めます。

基本計画

(1) 低所得者対策の充実（生活保護世帯対策）

低所得者の対策は、雇用対策とあいまって緊急な課題であり、相談事業の充実を図り関係機関と連携を強め、雇用の安定を促進し、経済力の向上に努めます。また、被保護者の生活実態やニーズに即した具体的な処遇方針や組織的な訪問計画の徹底により、被保護世帯の処遇の充実と自立意欲の向上に努めます。さらに、生活保護制度の活用冊子の作成と配布により、生活保護制度に対する理解を深めます。

(2) 生活福祉資金貸付制度のPR

低所得世帯などの生活実態の把握に努め、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金貸付制度のPRに努めます。

(3) 関係機関との連携強化

社会福祉協議会、民生児童委員、ホームヘルパー、福祉協力員、生活相談員などとの連絡会議の開催により連携を図り、個人に関する秘密の保持に十分留意しながら、情報の収集と対応について検討し、被保護世帯の処遇と自立助長の促進を図ります。また、倉吉保健所、倉吉公共職業安定所などとの連携を深め、適切な対応を図ります。

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅サービスを充実し、在宅の要介護者などを支援するとともに、介護のためのマンパワーの確保に努め、地域の福祉向上を図ります。

(5) 乳幼児の保育

倉吉市同和保育指針に基づき、乳幼児の全面的な成長発達を図るとともに、差別に負けない・差別を許さない感性と基本的人権尊重の精神と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育の推進に努め、遊ぶ権利・遊べる権利・自然とのふれあい・仲間意識などの子どもが本来持っている権利を保障し、同和保育の充実を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
被保護世帯処遇検討会議 生活福祉資金貸付制度PR事業 在宅者支援事業	生活困窮世帯に対して自立促進 被保護世帯に対して自立意欲の向上促進 生活保護制度の冊子刊行 民生児童委員と連携を図りPRの実施 パンフレット配布によるPRの実施 身体障害者家庭奉仕員派遣 身体障害者サービス 重度心身障害者炊事料金助成による在宅福祉の推進	福祉課
介護保険事業 在宅福祉事業 家族介護教室事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付 やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業などの実施 家族介護者および近隣住民に対する介護教室の開催	長寿社会課

第6節 社会福祉の増進

2 人権文化センターの取り組み

現状と課題

人権文化センターは、生活環境などの安定向上を図る必要がある地域やその周辺地域の住民が、福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして各種事業の展開を図っていますが、今後、急激に進む高齢化や多様化する住民ニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

基本方針

人権文化センターは、同和問題の解決の拠点であるとともに、地域の総合センタ - 機能を持ち、周辺地域を含むコミュニティ - センタ - としての役割を果たすため、各種相談事業や教養文化事業の推進、人権意識の高揚に努めながら機能の充実を図ります。

さらに、社会福祉の充実に向けた在宅・施設福祉事業の行政サ - ビスを地区および周辺地域に反映させ、地域ボランティア活動の育成に努め、地域福祉のネットワ - クづくりの中心的な役割を推進します。

基本計画

(1) 人的・物的体制の確立

高齢社会に対応するため人的体制の確立と物的機能の充実を図り、同和問題の速やかな解決に資する役割を担うとともに、周辺地域を含むコミュニティセンターとして、地域福祉のネットワークづくり、共に生きる地域社会の実現、福祉と人権のまちづくりの拠点となるよう努めます。

(2) 相談活動の充実

自立促進についての対策は、これまで以上に各種相談や指導事業の充実が重要となっています。地域における生活改善を進め、経済的基盤が確立するよう啓発に努めるとともに、具体的な課題解決に向けた行政施策の効果的な推進が求められています。そのため、地区住民の自立意欲と社会参加能力の開発・伸長を促進し、人権文化センターの基本的機能である相談活動の一層の充実を図ります。また、気軽に人権に関する相談ができるよう、人権電話相談110番の設置を図ります。

(3) ボランティア活動の育成

地域の自主的活動促進のための支援や条件整備を高め、地域内の交流を図り、周辺地域を含めたボランティアの育成と確保に努め、自主活動サークルの新たな組織化に努めます。

(4) 在宅福祉サービスの充実

地区における高齢化は進んでおり、高齢者世帯、一人暮らし老人対策が現実の問題となっており、隣近所の相互支援の育成など様々な対応に迫られています。また、介護教室や高

齢者向けの健康教室、あるいは自主的活動促進などの事業の推進に努めます。

(5) 地域活動づくり

一人暮らし老人への訪問活動や各種講座の趣味活動の推進とともに、施設訪問や自宅に居る人たちを地域に参加できる事業の工夫と隣近所が支え合うことができる地域活動づくりに努めます。

(6) 子どもたちとのふれあい

被差別体験の語り聞かせなどを、人権文化センターが中心に児童館(センター)、学校、社会教育などの関係機関と連携し取り組み、差別との闘いや人間らしく堂々と生き抜いてきた人々の生きざまや、地域の歴史・文化などを伝えるなど、学習活動を推進し、高齢者の生きがい対策の充実に努めます。

(7) 人権文化センターの施設充実

高齢者・障害のある人が利用しやすいコミュニティーセンターとしての施設整備を図ります。

(8) 人的体制の充実

住民の様々なニーズに応える体制の整備に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
生活相談員設置事業 人権啓発事業 地域福祉事業 高齡者の集い 部落解放学習会 高齡者教室 幼稚園、保育園児との交流会 人権文化センター改修事業 福祉ネットワーク事業	生活相談員配置、生活上の相談、助言指導 関係課、地区公民館との連携による人権啓発事業の共催 在宅介護支援センターとの連携による地域福祉事業の開催 各種講座でのボランティア教室開催 日常生活訓練・創作軽作業の開催 講演会、演芸会開催 地域の取り組みなど学習会開催 高齡者学習会 幼稚園、保育園児との交流 椅子式階段昇降機の設置 移動保健所	人権文化センター
人的体制の充実	住民ニーズに応えるため職員体制の整備	職員課

第6節 社会福祉の増進

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢社会に伴い、同和地区における高齢者世帯、一人暮らし老人の支援体制の整備が求められています。

高齢者が、元気で生き生きと地域で生活して行くために、健康づくりを推進して行くことが必要です。また、本市の高齢化率は22.8%（平成13年1月住民基本台帳）となっており、一人暮らしや高齢者家庭が増加しています。また、75才以上の後期高齢者の増加により、病弱、ねたきり、痴呆などで介護など生活に援護の必要な高齢者の増加が予想されます。平成12年4月、保健、医療、福祉のサービスを総合的に提供し、介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され、本市においても「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定し、各種事業を開始しています。しかし、高齢社会の進展に伴い、介護に対する支援とともに、要介護状態への移行を防止するための住宅改良の促進など、施策の充実が求められています。また、高齢者などの介護予防のためにも、生きがいのある充実した生活が送れるよう支援するとともに、援護の必要の有無にかかわらず、地域のなかで自立して、経験や能力が発揮できる体制づくりが求められています。

基本方針

高齢化の進展に対応するため、関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標の着実な実施を図ります。また、心豊かな人生を送っていただくため、子どもたちとのふれあいを進め、各種教養講座などの推進を図り健康で生きがいのある事業の推進に努めます。

基本計画

(1) 一人暮らし老人・高齢者世帯への支援

一人暮らし老人・高齢者世帯となっても安心して社会生活が送れるように、地域のネットワークを強化し、地域におけるつながりを強めるよう働きかけます。また、一人世帯や寝たきり世帯などについては、緊急連絡体制づくりとして緊急通報システムの拡充を図ります。

(2) 介護対策の充実

介護保険事業、その他の在宅福祉事業などを実施し、要援護高齢者などの自立や介護を支援するとともに、低所得世帯への介護に係る負担の軽減を図り、介護対策の充実に努めます。

(3) 関係機関との連携

民生児童委員、在宅介護支援センター、保健婦などの連携を図り在宅福祉の充実に基本に、高齢者に関する情報収集と福祉サービス提供について適切な対応が出来るよう努めます。また、福祉・保健・医療などの各関係機関との連携を図り、健康づくり事業として、食生活改善推進事業、健康診査、健康相談事業の充実に努めます。

(4) 生きがい対策の推進

厳しい差別と労働・生活から育まれてきた同和地区に残る生活文化を守り、その伝承に努めるとともに、各種教養講座やレクリエーション、健康づくり事業と連携して高齢者の相互交流を深め、生きがい対策の推進に努めます。

(5) 介護支援活動の充実（ボランティア活動の育成）

地域におけるボランティア活動を育成するため、自治公民館ごとに介護講習会、食生活講習会などを開催し、福祉のまちづくりの啓発活動を行い人材育成に努めます。また、倉吉市社会福祉協議会、自治公民館、生活相談員、福祉協力員などと連携して地域活動の育成と強化に努めます。

(6) 高齢者用の住宅改良

高齢者・障害のある人が、自宅・地域で自立した生活ができるように住宅改良の促進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
高齢者の集い(再掲)	講演会、演芸会	人権文化センター
高齢者教室（再掲）	高齢者対象の学習会	
各年代層別学習会（再掲）	高齢者育成解放講座	

<p>緊急通報システム設置事業</p> <p>在宅介護支援センター運営事業</p> <p>老人福祉電話貸付事業</p> <p>介護保険事業（再掲）</p> <p>在宅福祉事業（再掲）</p> <p>訪問指導事業</p> <p>機能訓練事業</p> <p>なごもう会事業</p> <p>高齢者歯科対策推進事業</p>	<p>緊急通報装置を対象者に貸与または給付 24時間体制で緊急時に必要な措置を実施</p> <p>介護に対する相談、助言および自立認定者へのサービス調整、手続き代行など</p> <p>居宅サービス、施設サービスなどに対する保険給付やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置及び介護保険対象外の介護予防・生活支援事業などの実施</p> <p>該当者家庭に適宜訪問し健康管理指導 基本動作訓練、日常生活訓練など実施</p> <p>生活自立の虚弱等高齢者に軽スポーツ、手工芸など実施</p> <p>寝たきり歯科訪問診査、口腔衛生指導</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>健康手帳交付事業</p> <p>健康相談事業</p> <p>市民健康づくり推進事業</p> <p>基本健康診査事業</p> <p>敬老会事業</p> <p>敬老の日記念事業</p> <p>老人クラブ育成事業</p> <p>健康教育事業</p> <p>家族介護教室事業</p> <p>高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業</p>	<p>健康診査などの記録、事業および知識紹介 同和地区住民対象の保健婦等による相談の実施</p> <p>啓発活動、健診のPRなど</p> <p>集団健診、個別健診、訪問診査、節目健診の実施</p> <p>75才以上を対象（各地区で開催）</p> <p>95才以上の高齢者に記念品贈呈</p> <p>60才以上で構成（老人クラブ育成）</p> <p>食生活改善推進員による健康教室など</p> <p>家族介護者、近隣住民などに対する研修会の開催</p> <p>高齢者・障害者の部屋などの増築・改築に対し貸付</p>	
<p>市営住宅維持管理事業</p>	<p>特定住宅団地に固定せず、全団地を対象に高齢者など、身障者の方々が安心して入居できる様に、住戸指定し条例に沿って優先入居募集方法を執行。取扱い基準などを作成し、速やかな対応の促進。</p>	<p>建築課</p>

第6節 社会福祉の増進

4 福祉施設の活用

現状と課題

核家族化、少子化などで、子育て不安が増大している地域の子育て家庭に対し、保育所や児童館は、地域における子育て支援施設としての役割が求められています。育児講座や子育てサークルなどの活動を通して、子育て中の家族に対する相談支援業務の推進を図る必要があります。

高齢化の進展に伴い、介護や介護予防に対する相談体制、高齢者やその家族への支援の充実が重要になっています。

基本方針

地域のなかで、安心して子育てができるよう、保育所、児童館などを整備し、子育て支援の推進を図りながら、高齢者が気軽に利用できる老人福祉施設の充実に努めます。

基本計画

(1) 地域にある福祉施設の充実

民生児童委員、保健婦、栄養士、福祉協力員などとの連携を強化し、人権文化センターを核に地区会館・児童館(センター)・老人憩いの家施設とのネットワークを図り、各種事業の連携と各種交流活動の充実に努めます。

(2) 介護に対する相談体制の充実

相談体制の充実を図り、在宅福祉事業の充実、とりわけデイサービス施設の利用促進に努めるとともに、介護者対策として、介護講習会への参加を促進するなど、家族の介護疲れの解消を図るよう努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
在宅介護支援センター運営事業(再掲)	介護に対する相談、助言および自立認定者へのサービス調整、手続き代行など	長寿社会課
家族介護教室事業(再掲)	家族介護者および近隣住民などに対し、研修会の開催	
地域子育て支援事業	各保育園・児童館での相談体制および子育て支援の充実	福祉課

第6節 社会福祉の増進

5 保険・年金の充実（医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及）

現状と課題

本市の平成12年3月末現在における国民健康保険加入者数は、17,415人で、総人口に対する加入割合は34.8%となっており、地域住民の医療の確保に大きな役割を果たしています。

国民年金の受給権は加入25年以上であり、年金受給者の実態把握に努め、中・高齢者対策はもちろん、若年層への加入促進を教育機関などと連携して、安定した就職・雇用の保障と各種社会保障制度の啓発事業を推進し、加入促進を図るとともに無年金者の解消に努めなければなりません。

高齢化の進展に伴い、平成12年4月から将来の介護需要に対応するため、保健、医療、福祉のサービスを総合的に提供する介護保険制度が施行され、本市においても「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定して事業を開始しました。

基本方針

若年層が堅実な生活設計を立てることができるように資格や技能を習得し労働能力を高め安定した雇用促進に努めます。中・高齢者対策としては、安心して生活できる高齢化社会を迎えることができるよう救済に努め、地域の自立意識を高めるため啓発事業を推進し各種社会保障制度への加入促進に努めます。

基本計画

（1）国民健康保険の充実

国民健康保険の啓発を図り、医療保険制度の充実に努めます。

（2）医療保険・厚生年金への加入促進

将来にわたり安定した生活ができるよう、雇用促進活動の充実と企業・事業主に対して、社会保険制度への加入促進の啓発指導を関係機関と連携して推進し、被扶養者の無年金者の解消に努めます。

（3）国民年金の加入促進

国民年金の受給権確保に向け、経過措置などを適用しながら、未加入者の意識変革に努め、加入促進を図ります。

（4）学校教育などとの連携

学校教育などとの連携を深め、若年層の学力向上と自立意識を高めていくとともに、安定した雇用が確保できるように、進路指導の充実と併せて各種社会保障制度の啓発に努めます。

(5) 介護保健の充実

援護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、介護保険制度への理解促進に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
啓発事業	市報、「納税くらよし」、健康リハサービス、健康が いっ配布、パンフレット配布、電話、窓口での啓発 国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業 を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発 国民年金の加入促進に向け啓発活動を実施	市民課 長寿社会課

第7節 保健衛生の推進

1 地域保健の充実

現状と課題

健康診査、各種検診の受診率が低く、健康づくりを推進するためには、受診率の向上を図る必要があります。未就業のために健康チェックの機会のない女性を含め、乳幼児から高齢者に至る地域住民全般の健康づくりに対する啓発を行っていくとともに、各種の健診、予防接種などを実施し、地域全体の健康管理を図っていく必要があります。

基本方針

健康で明るい生活を営むため、母子保健、老人保健、健康づくりなど、関係機関と連携した保健事業を推進し、健康に関する知識の啓発や健康診査受診率の向上を図り、一人ひとりが「生き生き」と生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めます。

基本計画

(1) 健康づくり対策

地域において、各種検診の受診率の向上を図らなければなりません。そのため、健康診査・各種検診を充実させ、住民への啓発を行い、一人でも多くの人に受診機会を提供し、病気の早期発見・早期治療の推進を図り、地域ぐるみでの組織的健康づくりに努めます。

(2) 保健・栄養指導の充実

保健・栄養指導の充実については、女性の健康づくり事業として、母と子の健康教室を開催し、母子の健康増進を図ります。また、人権文化センター・地区会館などを拠点に開設している健康相談を充実させ、各地区食生活改善推進員とともに地域の栄養指導などに努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
予防接種事業 結核予防事業 ガン検診事業 女性の健康診査事業 母子保健事業	風疹、麻疹、急性灰白髄炎、日本脳炎、三種混合 ツベルクリン反応、BCG接種、レントゲン撮影 胃、大腸、肺、子宮、乳 18才～39才の女性対象 母子栄養管理事業 母子健康相談事業 妊産婦、新生児など訪問指導事業	長寿社会課

食生活改善推進員事業	6カ月児健康診査事業 1才6カ月健康診査事業 3才児健康診査事業（歯科関係事業含） 妊産婦、乳幼児健康診査事業 育児教室、幼児教室、すくすく相談事業 妊産婦手当支給事業 食生活改善講習会、巡回活動など 保健所の協力により講座実施など	
保健事業	健康づくり推進事業 健康ガイド配布、健康テレホサービス、人間ドック、脳ドック、訪問指導を実施	市民課

第7節 保健衛生の推進

2 地域医療体制の充実

現状と課題

地域の高齢化、社会環境の多様化、複雑化などに伴い、疾病構造の変化が生じており、医療需要も多様化しています。今後は、地域住民の健康管理に対する啓発に努め、また、予期し得ない地震などの自然災害に対する緊急時の医療体制のさらなる充実に努める必要があります。

基本方針

医療と保健活動は一体的なものであり、今後ますます進行する高齢化社会や多様化していく医療需要に対応していくため、行政と医療機関の協力関係を強化し、予防対策事業の推進により健康診査の受診率の向上と病気の早期発見に努めるとともに、保健・医療福祉の連携をさらに推進します。また、全市的な地域救急医療体制の整備に努めます。

基本計画

(1) 啓発活動の充実

地域住民の自己健康管理に対する意識啓発に努め、自らの健康づくりを促進するとともに、保健・医療・福祉の各関係機関などとの連携強化を図り、講習会などを開催し地域医療に対する認識の高揚に努めます。

(2) 生活福祉資金制度の充実

中・高齢者層が安心して入院治療などが受けられる条件づくりとして、脆弱な経済的基盤や低額な年金受給の実態から、生活福祉資金制度の充実・拡大を推進します。

(3) 救急医療体制の整備および充実

福祉施策の充実を図るとともに、中部ふるさと広域連合、病院などとの連携を密にし、救急医療体制の充実に努め、さらに、第三次救急医療体制の整備に努めます。

(4) 自然災害に対する緊急時の医療体制の確立

地震などの自然災害に対する緊急時の救助や医療が適切に確保できるよう、地域の防災訓練などを通じて相互で支え合う地域づくりを目指し、関係機関と連携し広域的な緊急時の医療体制の確立に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
健康教育事業 救急医療運営事業	健康大学など 休日夜間急患診療所運営など	長寿社会課
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障害のある人、高齢者に対して資金貸付および援助指導	福祉課

第8節 生活環境の改善

1 住環境の整備

現状と課題

本市の水道普及率は、平成11年度末現在で96%となっており、上水道、簡易水道、その他小規模な施設の整備を図り、飲料水未給水地区の解消に努める必要があります。

本市の下水道事業は、昭和51年度に天神川流域下水道事業の関連公共下水道として事業着手し、昭和58年度の天神浄化センターの完成に伴い上井地区を中心として、供用開始しました。その後、西郷、上灘、成徳、明倫、小鴨、上北条、社地区と順次整備がすすめられ、平成11年度現在で全体計画面積の約51%の整備を完了し、その地域に居住する人口のうち86%の水洗化が完了しています。下水道は、汚水による公共用水域の水質保全や、快適な生活環境の確保や、雨水による浸水の防止など、都市環境の改善など重要な役割を担っており、美しい豊かな郷土を守るためにも、不可欠な都市機能の基幹的な施設です。今後、下水道の普及啓発活動を積極的に推進し、普及率や水洗化の向上に努めます。

道路の整備は概ね完了しています。急傾斜地の整備は採択基準に該当する個所は整備済ですが、今後も景観に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努めることが必要です。

浄化槽整備地域(公共下水道事業・農業集落排水事業の計画区域外の区域)においても、快適な生活環境の確保が急務となっており、浄化槽の整備の役割は、ますます重要となっています。ごみの種類の多様化に対応するため、分別収集体制をさらに充実させ、資源ごみの再利用を推進します。また、今後循環型社会に向け、市民意識の高揚を図ることが必要です。

家庭や地域とのつながりから生まれる人間関係が重視されるなか、地域に根ざした身近なスポーツ・レクリエーション活動は、世代を越えた交流の結び目となり、地域活性化の役割をになっています。近年、グラウンドゴルフ、ペタンクなど、高齢者でも気軽に行えるニュー・スポーツの普及に伴い、いつでも、だれもが利用できる広場の整備が求められており、本市では、真砂土などの原材料を支給し、地区広場の整備に努めます。

農村社会を取りまく状況は大きく変化し、農村の生活環境整備が急務となっています。

基本方針

生活道路などの整備は、文化的な生活を保障する上で重要です。

さらに、21世紀にふさわしい災害に強く、景観をも考慮し快適で安心して暮ることができる住環境の形成に向け、住環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道・農業集落排水・浄化槽などの整備の推進に努め、併せてし尿処理対策の整備やごみ処理対策を推進します。

基本計画

(1) 道路の整備

地区内の住環境の整備を図るため、生活道路などの改善に努めるとともに、地域の景観に配慮するとともに交通安全にも配慮したまちづくりに努めます。

(2) 急傾斜地などの整備

安全で安心して暮らせるまちづくりのために、危険箇所の点検を行います。

(3) 公園・広場など、ふれあう憩いの場の設置

住環境を整備するなかで、地区住民のふれあいを創出する公園・広場の設置や水路の改修に工夫を図り地域内でのふれあう憩いの場づくりに努めます。

(4) ごみ集積場の設置推進

快適な住環境の整備とまちづくりを推進し、ごみの集積場の整備を進めるため、ごみ集積場の未設置の自治公民館には本市独自の補助制度の活用とその制度の啓発を行い、自治公民館と連携してごみ集積場の設置を推進します。そして、分別収集への関心を高める啓発活動と資源ごみ回収量の増大と回収品目の拡大に努めながら、障害のある人や高齢者には、ごみの搬出が困難な場合があり、自治公民館活動を充実させるなかで収集の工夫に努め、障害のある人や高齢者への配慮と支援の充実を図ります。

(5) 水道施設の整備（上水道・簡易水道など）

全ての人にいつでも、安全で安心な水を供給するため、水源の確保、水質の保全、災害に強い水道施設の整備に努めます。上水道と簡易水道の統合を目標として、簡易水道、小規模水道などの整備を図ります。

(6) 下水道の整備（公共下水道・農業集落排水・浄化槽）

快適で清潔な生活環境の推進と公共用水域の水質保全を図るため、未接続建築物の実態把握を行うなど、平成 22 年度末には公共下水道の人口普及率 70%を目標として面的整備に努めます。そして、公共下水道計画区域における、管渠布設を推進し、その維持管理に努め、公共下水道の整備を図ります。農業集落排水では、市全体で平成 22 年度末の供用開始を 20%目標として整備に努めます。また、浄化槽の整備を促進するため、設置に対する助成および浄化槽改造資金融資の充実に努めます。

(7) し尿処理対策

し尿処理の改善は、未水洗化の解消を図るための補助制度などの活用による推進を図るとともに、快適な生活環境整備の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
道路改良	市道改良事業の促進	建設課
* 急傾斜地などについて、採択基準に該当する危険箇所については整備		
老人憩いの家管理事業	施設の管理	長寿社会課
スポーツ広場整備事業	地区住民のふれあいを創出するための広場整備 ゲートボールコートなど原材料支給	体育振興課
ごみ集積場整備費補助事業 ごみ集積場新設事業 久米簡易水道整備事業他	自治公民館ごみ集積場整備に対する補助 ごみ集積場新設工事 配水池整備 配水管整備 配水管移設、布設工事	環境課
浄化槽設置事業	浄化槽設置に対する補助	
水源地、配水池整備事業 配水施設整備事業 水道局庁舎整備事業 漏水調査事業 管路図面作成事業	端末水質監視装置設置工事ほか 配水管布設工事ほか 水道局庁舎電気設備改良工事 上水道漏水調査ほか 上水道管路図電算化ほか	水道局
農業集落排水事業	管路施設 農業集落排水事業推進	農村整備課
公共下水道事業	管路整備	下水道課

第8節 生活環境の改善

2 住宅の整備

現状と課題

すべての人にやさしい住まいづくりを基本に、安定的居住の場である住宅供給を行う上からも、引き続き公営住宅の供給が必要です。

基本方針

自立した生活と生きがいのある生活を保障するため、高齢者世帯や若年層世帯への対応、プライバシーにも配慮した快適な公営住宅づくりに努めます。

基本計画

(1) 公営住宅

景観に配慮した、潤いと安らぎのある住宅建設を基本に、二戸一棟タイプの木造住宅を、生活拠点の場としての整備を図るとともに、安心して暮らせる適切な家賃の確立に努めます。

(2) 民間住宅

住宅改修資金制度、高齢者・障害者住宅整備資金貸付制度などを活用し、人にやさしい住宅建設の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業(再掲)	高齢者、障害者の部屋などの増築、改築に対して貸付	長寿社会課

第2章

障害のある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

現状と課題

障害があるため差別や不利益を被る場合があります。障害のある人の自立や社会参画の促進を図るためには、行政情報を障害者の実態に応じて提供する必要があります。

障害のある人の社会参画を推進するためには、障害に対する市民の理解と認識を深める必要があります。また、障害のある人の日常生活において、不利益とならないよう、プライバシーの保護に努めていかななくてはなりません。

基本方針

障害のある人の個人情報の保護に努め、障害のある人の社会参画と自立が保障されるノーマライゼーションに基づくまちづくりを推進します。

基本計画

(1) 人的体制の充実

様々な障害のある人の実態把握に努め、生活などに深くかかわる個人のプライバシーを保護する条件整備を進め、障害のある人に対し、個々に応じた情報提供に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
情報提供事業	視覚障害のある人へ、点訳文書化し、情報提供	総務課
障害者台帳などの整備事業	精神障害者福祉施策の市町村への権限委譲に伴い、精神障害者手帳所持者の台帳整備などを行い、障害者の個人情報を保護	福祉課

第1節 人権擁護の確立

2 人権侵害の救済と擁護

現状と課題

多様化する住民ニーズに対応出来る職員資質の向上と職員体制の整備が必要です。

身体障害、知的障害、精神障害などの障害者の状況が多様化しているなか、ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが市民として、安心した生活を営むことができるような社会が求められています。そのため、市民の理解を深める啓発、交流活動の推進と人権侵害の救済と擁護の体制の整備を図るとともに、障害のある人への介護、住宅、所得などの条件向上に努め、地域での自立した生活を保障し、安心して生活できる施策が求められています。

基本方針

障害のある人が、地域社会で等しく市民として安心して自立した生活を営むことができるよう人権啓発活動を推進しながら、精神障害のある人には、本人に適した医療サービスに努めるとともに、人権侵害の救済と擁護に努めます。

基本計画

(1) 職員体制の充実と資質向上

専門的な知識・資格・技術を持つ職員の充実と資質の向上に努め、障害のある人への配慮を行いながら、生活相談と支援体制の充実に努めます。

(2) 入所者の人権擁護

様々な障害のある人が福祉施設に入所していますが、その生活実態を把握し、個人のプライバシーの保護・人権尊重などに努め、安心した生活ができるよう条件整備に努めます。

(3) 通所者の人権擁護

在宅で通所する方の人権擁護に努め、社会の一員として自立し生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう、市民への啓発に努めます。

(4) 精神障害への対応

精神障害のある人および家族の人権が尊重される環境、医療施設および福祉施設の整備ならびに人的整備の充実を図るとともに、市民への正しい啓発を行い、人権擁護および周囲の人達の理解を深める交流活動に努めます。

(5) 情報機器の充実

障害のある人の自立を支援するため、障害に応じた情報提供や情報機器の助成に努めるとともに、本人はもちろん周囲の人々の協力が得られるよう啓発活動の推進に努めます。

(6) 自助グループの育成

精神障害のある人の多くは、病気と障害が共存している場合がほとんどで、精神障害は本人に適した医療サービスを提供することが必要です。さらに、プライバシーの保護に努め、同じ病気を持つ者同士が助け合い、支え合い、心が次第に解放されていく自助グループの育成を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
専門研修への職員派遣（再掲）	専門研修への職員派遣	職員課
内部研修会の開催	内部研修・勉強会の実施	福祉課
情報交換及び福祉団体連携事業	情報交換、相互研修の実施	
市民への協力事業	市民理解を求めるための、情報伝達 作業所の製品を展示し交流会などの実施	
情報提供事業	市社会福祉協議会および市身体障害者福祉協会などと連携を図り、障害者に対する情報提供および市民啓発の実施	
障害者小規模作業所運営事業	障害者小規模作業所運営費助成	

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

現状と課題

障害者の福祉対策は、障害者の自立助長の精神に基づき、社会、経済、文化などの諸活動に参加できるよう、社会的条件を整備し、障害者が社会の一員として、生きがいがあり、安心して日常生活を営むことのできるような社会の構築が必要です。

博物館では、視覚障害者の方に対するボランティア活動と合わせて、鑑賞会を開催しています。また、展示活動への無料入館利用の促進を図るため、ボランティア組織や関連施設への広報を徹底する必要があります。

職員研修による専門職員の養成と職員資質の向上が必要です。

市庁舎においては、エレベーター、身体障害者用駐車スペース、誘導チャイムを整備しています。

障害のある人の学習権の保障を図るためには、障害に応じた伝達方法である手話、要約筆記、点字などの通訳をととした情報提供が求められています。

基本方針

職員研修の充実と障害者問題の理解を深め、障害のある人自身が学習意欲を高め、地域活動に積極的に参加できるよう支援し、すべての人との日常的な交流を図ります。また各学級、講座などプログラムのなかで、「障害のある人の現実の問題」や「障害のある人の問題をみんなの問題として、どうすればよいか」を具体的に取り上げながら、啓発推進に努めます。

精神障害のある人への医療のあり方を見直し、障害のある人が求める医療や福祉的サポートの提供に努め、正しい精神障害の啓発活動を推進します。

精神障害のある人の参加を促進するため、倉吉市同和教育研究会など市民組織のなかで、障害者問題の研修を深めるとともに、各障害者団体との連携を図りながら、市民への啓発活動の推進に努めます。

基本計画

(1) 相談支援体制の確立

障害のある人や身体障害者福祉協会などとの懇談会を開催しながら、それぞれ障害のある人のニーズの把握に努め、身体障害・精神障害・知的障害のある人および障害のある人の家族を対象にした相談支援体制の確立と、障害のある人自身が、その相談員として活躍できるよう、体制づくりに努めます。

(2) 学習機会の提供

障害のある人のニーズを把握し、参加意欲が高まる事前の案内やPR、各種行事などの情

報提供とともに、これまでの学習・研修会などの内容を見直し、参加しやすい事業内容に努めながら、障害のある人およびその家族を対象とした学習会・講座などが実施できるよう関係団体と連携を図ります。

(3) 地域精神医療の整備

病院、保健所、福祉関係の施設など、専門機関と連携を取ることによって、相互に学習・研鑽を行い、ハード・ソフトの両面で地域精神医療の整備充実を図ります。

(4) 精神障害・知的障害のある人を支援する環境づくり

精神障害・知的障害のある人の社会復帰を目的として、障害の種類と程度に応じた援助が受けられるよう、精神障害・知的障害のある人に対する訓練施設（援護寮）、ショートステイ、授産施設、地域生活援助事業（グループ・ホーム）、デイ・ケア施設、社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション事業）などの整備に努め、地域で生活する精神障害・知的障害のある人を支援する環境づくりを促進します。

(5) 職員研修と資質の向上

障害のある人に信頼される専門的な知識を持った職員を担当窓口配置し、あらゆる諸課題の解決を図るとともに、障害のある人の日常的な交流ができる機会をつくり正しい障害観・障害者観を確立し、的確な対応が図られるよう資質の向上に努めます。

(6) 市民への啓発活動

障害のある人の置かれている課題、障害者問題の正しい理解、違いを認め共生することの大切さを学び合うことができる、市民への啓発と交流活動を推進します。

(7) 実態把握（職員および市民意識、障害のある人および家族の生活実態）

職員および市民の障害者問題についての意識調査、および障害のある人とその家族の生活実態について実態把握を実施し、相談活動、家族会との連携、日常生活の支援に努めます。

(8) 施設設備の改善

障害者用のスロープ・トイレ・誘導チャイムをはじめ、身体障害・精神障害・知的障害など、それぞれの障害に対応できるよう各種授産・作業施設整備、宿泊訓練施設整備、教育機器の充実など、様々な障害のある人の社会参画並びに社会復帰に向け順次改善を行います。

(9) 指導者およびボランティアグループの育成

障害のある人が積極的に社会参画・社会復帰でき、各種事業を通じてお互いが交流と理解しあえるよう、各種障害に的確に対応できる指導者と障害に応じたボランティアグループの支援、育成に努めるとともに、各種施設職員（指導員）の身分保障に努めます。

(10) 情報提供・教材作成

様々な障害のある人に対する情報および学習教材の提供に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
相談支援体制づくり事業 啓発推進事業 地域精神医療機関との連絡調整事業 障害者小規模作業所運営費補助事業 精神障害者小規模作業所交通費助成事業 職員研修 啓発推進事業 公共施設等点検事業 各種ボランティア団体の支援事業 福祉ファックス設置事業 電話リサーチ事業 生活実態把握	身体障害者福祉協会等障害者団体との懇談会の開催 障害者相談員体制の充実 関係機関と連携した学習会の実施 病院、保健所など関係機関との連携、地域精神医療の整備 運営費助成 通所者の交通費助成 職員研修を実施 市報等活用し、市民啓発の実施 市内公共施設などの点検活動の実施 ボランティアグループを育成し、社会参画、社会復帰のための支援 聴覚障害者サービス 視覚障害者サービス 障害者団体などの懇談会開催により支援を推進 民生児童委員の連携と実態把握	福祉課
人権問題講演会（再掲） あらゆる差別に係る各代表団体連絡会開催 人権啓発資料の作成（再掲）	手話通訳者・要約筆記者配置 あらゆる差別に係る各代表団体連絡会と連携し、人権擁護の体制づくりの推進 館報の発行、人権啓発カレンダーの作成、啓発冊子「かいほう」作成、「解放リリース」市報掲載・縮刷版作成	人権センター
学校同和教育教材作成および作文集作成（再掲） 社会同和教育教材作成（再掲）	人権作文集、学習教材 学習プログラムの開発と提供	同和教育課
倉吉博物館常設展示	常設展示の一部で、視覚障害のある人に触ることのできる展示の計画	博物館
職員研修 ボランティア活動への職員参加推進	専門研修への職員派遣 各種ボランティア活動への職員参加を推進	職員課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における障害児保育の推進

現状と課題

市内の各保育所・幼稚園では、障害のある乳幼児を積極的に受け入れ、障害児保育を行っていますが、より適切で効果的な保育を行うためには、保育者の研修を充実させ、障害のある子どもを取り巻く子どもたちや地域との交流や啓発を通して、共に育つ人間関係の基礎づくりに努める必要があります。

基本方針

乳幼児一人ひとりの障害の実態や発達段階に応じた、社会的自立の能力や態度を育成するとともに、すべての乳幼児が障害のある友達を正しく理解し、差別を許さない仲間として育ち合う保育実践に努めます。

基本計画

(1) 障害児保育のための加配保育士の設置

障害のある乳幼児の個性と能力の全面発達を保障し、保護者の子育て支援と教育相談活動を推進するため加配保育士の設置に努めます。

(2) 保育者の研修の充実と指導力の向上

障害児保育についての研修を充実し、専門的知識と指導力を持った保育者の育成を図ります。

(3) 保護者および関係諸機関との連携

障害のある乳幼児や保護者の思い、願いを十分に受け止め、関係諸機関との連携を深めながら、一人ひとりの個性や能力に応じた保育を推進します。

(4) 交流教育の充実

障害のある乳幼児と健常の乳幼児、および地域社会の人々との交流の機会を積極的に進めるとともに、障害のある乳幼児や保護者相互の交流などを充実します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
障害児保育推進事業 保育所運営事業	障害児保育加配保育士配置 障害児保育研修会等への参加 保育所巡回相談(就学前障害児対象、医師巡回) 就学指導委員会、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進	福祉課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

イ 学校教育における障害児教育の推進

現状と課題

障害の種類に応じた児童生徒の早期相談体制と教育条件整備が必要であり、また、児童、生徒の障害に対応した教育課程の編成が必要です。

基本方針

障害のある児童・生徒が、自ら置かれている社会的立場の自覚を深め、社会的自立の能力や態度を育成するとともに、すべての児童・生徒が障害のある人への正しい理解と主体的に差別の解消に取り組む実践力を育成します。

基本計画

(1) 教育条件の整備

障害の内容や程度に応じた指導を充実するため、指導内容・方法の工夫改善教材・教具の整備、施設の充実に努めます。児童・生徒自ら差別の解消に取り組む意欲や態度を育成するため、生活のなかにある障害者差別の問題などを教材化するなど指導内容の充実を図ります。

(2) 早期の教育相談体制の整備

障害のある児童・生徒の保護者の不安や悩みの解消を図るため、児童・生徒の発達などについて正確な情報を提供し、家庭での教育について早期の教育相談体制の充実に努めます。

(3) 教職員の指導力の向上

障害児教育の担当教員の専門性を高め指導力の向上を図るとともに、教職員の障害児教育についての研修を充実します。

(4) 交流教育の充実

障害のある児童・生徒との交流学习を積極的に進めるとともに、地域社会や企業の人々との交流機会を設け、相互理解と好ましい人間関係を築いていく交流教育の充実に努めます。

(5) 盲・聾学校の設置および倉吉養護学校高等部の充実

障害のある児童・生徒の社会的自立を最大限に実現するため、盲・聾学校の中部分校の設置および倉吉養護学校高等部の一層の充実を求めています。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
障害者用ｽｰﾌﾟの設置事業 障害児学級教材教具充実事業 就学奨励事業 小学校運営事業 小学校保健事業 教育研究委託事業 障害児教育啓発事業 交流教育の充実事業 障害児教育啓発事業	障害児の就学奨励 就学指導委員会の開催 就学時健康診断 障害児教育啓発事業(初等教育研究) 障害児教育啓発事業(中学校教育研究) 小・中学校における障害児教育の推進と啓発 高等部の充実と、多様な障害に対応出来る倉吉 養護学校の実現のための啓発活動の実施	教育総務課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ウ 社会教育における障害者教育の推進

現状と課題

図書館は、視覚障害のある人を対象とした点字や音声による資料など学習の保障は十分ではありません。今後は、図書館の施設利用や視聴覚コ-ナ-の充実が急がれます。

多様化する住民ニーズに対応できる職員資質と指導力の向上が必要です。

本市の生涯学習関連施設では、学習情報の提供、障害者問題の研修会や啓発事業を実施していますが、生涯学習の観点から「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような学習機会の拡充とあわせて指導者養成に努めることが必要です。また、学習も知識としての学習にとどまらず、差別解消への実践活動につながる学習活動を展開することが必要です。

公民館の主催事業のなかには、必ず同和教育の観点を取り入れ、市民に対し、ボランティア意識の啓発やボランティア講座によるふれあい活動を行っていますが、障害のある人への学習機会をどのように提供していくか、今後、さらに検討していくことが必要です。

地域福祉を効果的に推進するためには、倉吉市社会福祉協議会、障害者団体などと連携を図りながら、市民のボランティア組織の育成、強化に努め、総合的な福祉活動の推進を図っていく必要があります。

基本方針

障害のある人が地域社会で活動できる教育環境の整備を進め、学習機会の保障と社会参加を促進するとともに、障害者問題の解決に向けた市民啓発に努めます。

基本計画

(1) 障害者問題に対する啓発活動の推進

行政をはじめ生涯学習課や公民館、人権文化センター・児童館・博物館・学校など生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習支援の機能を充実し、市民生活に直結した学習や啓発活動やPTAをはじめとする社会教育関係団体の自主的な啓発活動を推進するため、各生涯学習関連施設などが連携を取りながら、研修機会や学習情報、指導者養成などの支援を充実するとともに、地域における啓発活動は、公民館が中心となり地区同和教育研究会、同和教育推進員連絡協議会と連携を取りながら、町内学習会などの充実に努めます。さらに、人権文化センターを中心に同和地区の住民学習、啓発を充実するとともに、周辺地域の住民を含めた啓発活動を推進します。

(2) 指導者及びボランティアの養成と資質の向上

各生涯学習関連施設は、それぞれ独自の指導者を持ち学習の機会ごとに指導を依頼しており、これら指導者を対象に研修会を開催し、資質の向上と他団体との連携に努めます。

(3) 施設の職員研修と資質の向上

行政および生涯学習関連施設の職員は、生涯学習を推進する上で「いつでも・どこでも・だれでも」という生涯学習の観点から、すべての人の学習機会を保障する責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上を図るため職員研修を充実します。

(4) 啓発資料の整備と活用

行政、生涯学習課・公民館・博物館・図書館などの生涯学習関連施設は、障害のある人のための学習資料や啓発資料の作成および整備に努めます。

(5) 障害のある人への学習機会の保障と交流活動の推進

行政および各生涯学習関連施設は、懇談会を開催しながら、障害のある人の学習ニーズを把握し、学習プログラムの開発と学習会を開催し、併せて障害のある人が施設利用の際の利便性を考えた施設の整備を進めます。また、福祉施設間の障害のある人との交流を深め、地域社会で活動できる環境づくりを進めます。

(6) ボランティア団体の組織化

各生涯学習関連施設で養成されたボランティア団体相互の情報交換を行い、障害のある人の学習ニーズなどを多面的に把握し、社会参画を促進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
職員研修	専門研修の受講	職員課
公民館職員研修会	障害のある人の地域社会参画推進	生涯学習課
障害者サービスの推進	弱視者、高齢者用に大活字本を購入し、貸出 高齢者、施設入所者を対象に団体貸出 図書館における障害者サービスについて学習会 音訳ボランティアの養成講座など	図書館
音訳ボランティアの育成	音訳ボランティアによる耳の不自由な人への対面朗読 音訳ボランティアによる音訳図書、点訳図書の作成と提供	
障害者社会参加促進事業	市社会福祉協議会等関係機関の連携と、地域社会で活動できる環境づくり	福祉課
各種ボランティア団体育成事業	各種ボランティア団体への補助 市社会福祉協議会の連携と各種ボランティア団体を育成	

第2節 啓発・教育の推進

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

現状と課題

社会教育関係団体が、障害のある人の諸問題を正しく理解し、問題解決に向けて実践していくため、障害のある人との交流会、学習会、研修会を積極的に開催し、指導者を育成していますが、今後とも引き続き社会教育関係団体の地域活動推進の支援に努めてまいります。地区会館では地区住民を対象に、住民がふれあうことのできる祭などの各種事業を展開していますが、障害のある人の参加が少ないのが現状です。今後、地区内の障害のある人に対して、地域の活動や行事などに積極的に参加することができる条件整備に努め、地域全体での取り組みとなる活動をしていく必要があります。

基本方針

社会教育関係団体は、障害のある人の問題を正しく理解し、問題解決に向けた実践活動を通じて、障害のある人が安心して生活を営むことができる地域社会の実現に努めます。社会教育関係団体は、障害のある人の積極的な団体活動参加への方策を図り、ともに活動していきながら、各種の障害者団体との交流活動を推進します。行政および生涯学習関連施設は、障害のある人を含むすべての人々にとって差別のない住みよい社会づくりを進めていくため、社会教育関係団体の自主活動に対し支援をしていきます。

基本計画

(1) 社会教育関係団体における指導者の養成

行政および生涯学習課・公民館・人権文化センターなどの生涯学習関連施設などは、障害のある人の諸問題を正しく理解し、問題解決に向けて実践していく指導者の養成に努めるとともに、社会教育関係団体の地域活動などを通して、指導者の育成が促進されるよう支援します。

(2) 社会教育関係団体の地域活動の促進

社会教育関係団体は、日常生活や地域社会における障害のある人の諸問題について自ら研修・学習を深め地域内で連携・協調し、関係機関・団体などにも呼びかけ、各種啓発資料の発行や障害のある人との交流会・学習会・研修会などを開催し、地域住民への啓発活動を推進します。また、地区内の障害のある人に対して、地域の活動や行事などに積極的に参加することができる条件整備に努め、地域全体での取り組みとなる活動を推進します。

(3) 生涯学習関連諸施設との連携活動

社会教育関係団体は、学習会や地域活動を推進していくため、行政・生涯学習関連諸施設と連携しながら、自主的な研修活動やボランティア育成、情報誌の発行に努めます。

(4) 学習機会・情報などの提供

社会教育関係団体は、行政・生涯学習関連諸施設と連携しながら、学習会・研修会を積極的に開催し、強調週間・月間などをとらえ障害のある人への理解を深める各種の学習情報資料の発行や研修など啓発活動に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
リーダー養成講座 ジュニアリーダースクラブ育成事業 地域ふれあい活動の推進	障害者問題をテーマに開催（保育園保護者会、小・中・養護学校PTAとの連携） 社会福祉協議会などの事業へ参加 学習会、研修会などの情報提供および参加支援 各地区における文化祭などにおいて、障害のある人と交流促進	生涯学習課

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

現状と課題

障害のある人が様々な差別や不利益を被り、生存権、生活権が侵害されている実態があり、これらの権利を保障して行くためには、行政の責務を明らかにし、情報化の進展に伴う個人情報の保護に努めることが必要です。

今後、障害のある人への情報提供に努めるとともに、自立できる生活環境などの整備を図り、障害のある人が社会参加できる条件整備を図る必要があります。

すべての場面における完全参加と平等というノーマライゼーションの理念を基本とし、第三者の協力を得ながら、自分の意志で選び、決定していくことを可能にする自己実現に努めます。そのため、障害のある人の意見が、反映される場をつくり、社会参加の意欲を育て在宅福祉を中心とする福祉サービスの充実、社会参加を促進するホームヘルパー、介護者ボランティアなどの育成を図らなければなりません。また、障害のある人への情報提供の充実に努めるとともに、自立できる生活環境などの整備を促進し、障害のある人の社会参加の条件整備を図らなければなりません。

障害のある人の生活全体を援助するため、現在、市社会福祉協議会を通して障害のある人との交流やボランティア活動を行っています。安心した生活と社会参画の推進に努めながら、さらなる障害のある人への正しい理解を深めていくことが大切です。

基本方針

あらゆる分野において障害のある人の意見を反映させるため、情報提供に努めるとともに、障害のある人の生活全体を援助するため、情報を提供する専門的な人材の育成および自立できる生活環境などの整備を推進し、障害のある人の自己実現と社会参画に努めます。

基本計画

(1) 福祉のまちづくり

ノーマライゼーションの理念に基づき、様々な障害のある人への配慮と情報機器の普及など情報提供を保障し、社会の一員としての自覚が持てる条件整備を行いながら生活向上に努めます。また、通所する障害のある人に対する施設の整備や人的整備を図り、安心した生活と社会参画ができるよう努めます。

(2) 福祉教育の充実

生涯学習関連施設および社会教育関係団体での障害のある人との交流活動やボランティア活動の充実を図り、障害のある人への正しい理解を深めるとともに、障害のある人に対しては、様々な情報機器の使用に関する教育の充実に取り組み、幼い頃からの情報教育の推進に努めます。

(3) 生活安定への支援

障害のある人は、身体障害者福祉法で福祉用具、日常生活用具、補装具として認められていない種目については、全額を負担し購入していますが、今後、認定種目拡大について国に対し要望してまいります。

(4) 人材育成

専門的な職種としての人材を養成するとともに、ホームヘルパー、視覚障害のある人のガイドヘルパー、手話通訳、点訳介助者の育成とともに、点字と手話と日常生活の介助が併せてできる人材の育成に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
庁舎等整備	市関連の施設の整備	総務課
公共施設等点検事業（再掲） 経済的支援事業 各種ボランティア団体育成事業	市内公共施設などの点検活動の実施 特別障害者手当の支給 日常生活用具，補装具など給付 各種ボランティア団体への補助 市社会福祉協議会との連携による各種ボランティア団体の育成 盲人ガイドヘルパー派遣 身体障害者家庭奉仕員派遣	福祉課
ジュニアリーダー・スクリーン育成事業	障害のある人との交流活動実施	生涯学習課

第4節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発促進

現状と課題

市内の企業・事業所における障害者の方の雇用率は1.82%（平成12年6月調査）であり、法定雇用率1.8%を上回っていますが、障害のある人が自立し、社会活動ができるよう、企業や医療・福祉などの関係機関と連携し、雇用の拡大と創出に努めるよう、きめ細やかな施策を講じる必要があります。

障害のある人が自立し、社会経済活動ができるよう、通所施設の整備を図るととも、就労相談など、相談指導体制の充実が必要となっています。

基本方針

企業の社会的責任を自覚し、障害のある人の雇用を促進するため、安心して働ける職場 明るい職場の環境整備に努めます。

基本計画

（1）公正な採用・選考の確立

企業に対して、応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用を確立し、就職の機会均等を保障するよう啓発・指導に努めます。

（2）施設の整備、体制の充実

通所や入所施設の整備、機能強化に努めるとともに更生相談や指導体制の充実を図り、就職が困難な障害のある人の就労指導に努めます。

（3）援護制度のPRと職場の環境整備

障害のある人が安心して働けるよう、事業主に対する援護制度のPRに努め、その制度活用を奨励し、障害のある人の立場に立った職場環境が整備されるよう、企業に働きかけます。

（4）職場・職種の創出

障害のある人の適性と能力に応じた職場・職種の創出と、職場適応訓練・能力開発の施策の充実に努めます。

（5）社会福祉活動への参加

休暇制度の活用による社会福祉活動（ボランティア活動：介護、手話、点字、朗読テープ吹き込みなど）への参加を働きかけ、地域社会に貢献する企業の育成に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
公正な選考・採用確立事業 障害者雇用対策事業 企業への啓発促進事業	倉吉市同和対策雇用促進協議会の企業訪問による就職差別解消および公正な選考・採用の啓発活動 「障害者雇用促進月間」におけるPR活動 企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布	商工観光課
関係機関との相互情報提供事業	就職困難な人の就労に努め、更生相談等の充実	福祉課

第4節 就労・雇用の促進

2 就職の促進・安定

現状と課題

障害のある人の就労要望は増加しており、雇用の拡大を図るとともに、安心して働ける職場づくりが求められており、関係機関と連携して各種援護制度の周知を図るとともに障害のある人の自立と社会進出への積極的な施策が必要です。

障害者の経済的自立を図るためには、障害者が安心して働ける環境づくりが求められ、障害者小規模作業所など、各種援護制度の整備とその情報提供が必要です。

基本方針

地域内発型産業の振興、既存企業の育成支援とともに、企業の誘致を推進し、医療、福祉機関、企業、学校、倉吉公共職業相談所などと連携し、各種援護制度のPRを行い魅力ある雇用機会の創出に努め、雇用の拡大と職種の創出を図ります。

基本計画

(1) 啓発活動の充実

障害のある人の雇用を確保するための実態把握に努め、各種援護制度の周知を図るなど、事業主・担当者の理解を高め、企業の誘致と既存企業への障害のある人の雇用促進と、生きがいのある働きやすい職場環境づくりを働きかます。

(2) 雇用と職種の創出

企業の誘致と既存企業へ働きかけ、関係機関と連携し各種援護制度の活用による、障害のある人の雇用と職種の創出を図るため、個々の障害者の実情を把握し、倉吉市身体障害者福祉協会などと相談しながら具体策を検討するとともに、各種授産・作業施設に対する職業の安定に努めます。

(3) 雇用促進・地域精神医療の充実

身体障害のある人には持てる能力の開発に努め、知的障害のある人には人的援助体制の整備、また、精神障害のある人には医療・福祉対策の充実を図るなど、障害に応じた医療および福祉的サポートの充実に努め、雇用促進を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
雇用と職種の創出事業	倉吉公共職業安定所との連携	商工観光課
障害者小規模作業所運営費補助事業	障害者小規模作業所運営事業費助成	福祉課
障害者授産所支援事業	障害者授産所支援による職業の安定	
相互情報提供事業	関係機関と連携し、対応の充実に努めながら雇用の促進	

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

現状と課題

本市における身体障害、知的障害、精神障害などの障害のある人は、増加傾向にあり、その状況は多様化し、高齢化が進んでいます。このような状況の中、ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりをめざし、障害のある人に対する在宅の施設サービスの推進してきたところです。障害のある人の福祉対策は、障害のある人の自立できるまちづくりを基本に、障害のある人に対する偏見と差別の解消を図りながら、社会、経済文化などの諸活動に参画できるよう社会的条件を整備することが求められています。障害のある人の高齢化や重度化による、新たな課題への対応が求められているなか、今後とも障害のある人が社会の一員として自立し、生きがいがあり、安心して日常生活を営むことができるよう、就労の場の確保や、障害のある人に対する理解と認識を深めることが重要です。介護の状況では、核家族化、地域社会の連帯感の希薄化に伴い、社会全体で支えて行く体制の再構築が望まれます。

平成12年4月、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され、保健、医療、福祉のサービスを一体的に提供する仕組みが整備されました。

障害のある人や高齢者が安心して乗降できる低床バスなどの導入が、バス事業者において進んでいる現状であり、県などとの連携により積極的に導入を促進する必要があります。

障害のある人の福祉対策は、障害のある人の自立できるまちづくりを基本に関係者への偏見と差別の解消を図りながら、社会、経済、文化などの諸活動に参画できるよう、社会的条件整備が求められています。

基本方針

障害のある人の高齢化や障害の重度化による新たな課題に対応して行くため、障害者福祉の基本的施策の方向を明らかにする「倉吉市障害者基本計画」に基づき、障害者福祉の総合的推進に努め、在宅福祉を中心とした障害のある人の各ライフステージにあった施策を進め、障害のある人の自立と社会参画を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念が具体化された、生きがいのある福祉のまちづくりを推進します。

基本計画

(1) 人的体制の整備と相談体制の充実

関係機関の啓発を図り、今日の時代に対応できる人的体制および職員の質的向上に努めます。また、相談機関の活用については医療機関が最も多く、次いで福祉事務所、民生児童委員となっており、障害のある人の立場に立った相談体制の充実のため関係機関との連携を強め、きめ細かな相談体制の充実に努めます。さらに、障害のある人自身が相談員として活躍し、安心して相談でき問題の解決を図る体制づくりに努めます。

(2) 精神障害のある人への対応

安心して静養と日常生活ができるように、精神障害の様々な種類や程度によって適切な医療・福祉的サポートの充実に努め、各種授産・作業施設への援助を図るとともにグループ・ホームなど地域のネットワークづくりに努めます。

(3) 在宅福祉サービスの充実

ホームヘルパー派遣や在宅障害者デイサービス事業などを推進し、在宅福祉サービスの充実に努めます。

(4) ネットワーク体制の充実

福祉保健、医療などの福祉サービスを充実し、社会福祉協議会を主体として、各福祉団体や市民の自主的な活動と連携した家庭、地域、施設間のネットワーク体制の整備に努めます。

(5) 各種団体活動への参加と支援

社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体の活動への参加を促進し、活動の拡大・充実のため支援を推進します。

(6) ボランティアの育成

民生児童委員の活動の充実に努めるとともに、ボランティア団体や個人のボランティアの育成に努め、その活動を支援します。

(7) 生活環境の改善・整備

様々な障害のある人の生活の安定や居住環境の整備充実に努めるため、日常生活用具の給付、障害のある人に対する住宅整備資金貸付制度などの各種制度の周知徹底とその有効活用に努め、また住宅入居の促進を図るなど自立と社会参画を支援します。

(8) 介護者の育成

介護者の育成は急務な課題となっており、学校教育機関、各種団体と連携して介護者の育成を図ります。

(9) 手話通訳者・介護者などの配置

障害のある人の教育権・学習権を保障するため、各種講演会・研修会などには、手話通訳者・介護者・要約筆記者の配置と点字資料などの発行に努め、障害のある人が参加できる環境づくりに努めます。

(10) 交流促進事業

地域住民と障害のある人が相互に、理解を深め合うため、スポーツ・文化活動など交流事業の推進に努めます。

(11) 医療費などの助成

医療費、通院費、交通費の助成を図り、障害のある人の社会参加および自立向上の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
精神障害者支援事業 在宅福祉の充実事業 福祉ファックス 電話リサーチ 社会参加支援事業 各種ボランティア団体の育成事業 補装具給付事業 日常生活用具給付事業 住宅整備資金貸付事業 ボランティア介護者育成事業 スポーツ・文化活動等支援事業 重度身体障害者(児)タクシー料金助成事業 人工透析患者通院費助成事業 スマホ用装具自己負担金助成事業	県および市保健婦と連携を図り、精神障害者に対する相談、指導体制の充実（平成14年度より精神福祉業務が市へ移譲） 身体障害者サービス事業 身体障害者短期保護事業 身体障害者家庭奉仕員派遣事業 聴覚障害者サービス 視覚障害者サービス ガイドヘルプ-派遣制度の充実 各種情報提供の充実 要約筆記グループなどに対する助成およびボランティア育成 各種団体への支援 民生児童委員などの研修実施 車椅子、補聴器などの給付 特殊寝台、車椅子、歩行器などの給付 情報提供 各種団体とのネットワーク化を図り、介護者ボランティアを育成 県身障者福祉協会体育大会、県生活文化展などへの協力 タクシーカット助成（身障手帳1～2級療育手帳A所持者） 人工透析患者通院費助成 スマホ用装具使用者助成	福祉課
介護保険事業（再掲） 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	介護予防、生活支援事業の実施 高齢者・障害者の住環境整備のための増改築費用へ貸付	長寿社会課
文書広報事業	点字翻訳システムにより、点字資料などを作成し発行	総務課
特別医療費助成事業	重度心身障害者に対する医療費助成	市民課

第5節 社会福祉の増進

2 福祉施設の活用

現状と課題

平成9年に策定した「倉吉市障害者福祉計画」に基づき、在宅サ - ビス、施設サ - ビスをはじめ、生活環境、雇用対策、療養対策等各種福祉施策を進め、障害のある人を含む全ての人々が共に地域で生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。

ノ - マライゼ - ションの理念に基づき、誰もが社会の一員として地域社会で生活をして行く環境づくりを推進するため、在宅、施設サ - ビスの整備が必要となり、また、その相談指導体制の整備が必要となってきます。障害者施設の利用者選択制度への移行に備え、各種情報の提供が必要となっており、家庭を中心とする介護者の肉体的、精神的な負担軽減を図らなければなりません。

基本方針

障害のある人の基本的人権を保障しながら社会活動に参画できる環境を醸成するため、各種福祉施設の機能の拡充を図るとともに、相談・指導の充実に努めます。

基本計画

(1) 指導・相談体制の充実

通所や入所施設の整備・機能強化に努め、相談・指導体制の充実に努めるため、指導職員の身分保障に努めます。また、各種授産・作業施設の財政的・運営支援、指導の充実に努めます。

(2) 各種福祉サービスの啓発

障害のある人やその家族には、各種福祉サービスについて周知されない場合があり、福祉サービスが、すべての障害のある人へ行き渡るよう、それぞれの障害に応じた伝達方法を整備充実し、その制度の啓発に努めます。

(3) 情報提供の充実

様々な障害のある人に対応するため、障害に応じた情報提供の設備の整備を図ります。

(4) 在宅福祉サービスの充実

障害のある人の福祉サービスを充実させるとともに、在宅者に対する施設整備・利用の促進に努めます。

(5) プライバシーの保護

在宅・施設で暮らす障害のある人の基本的人権を保障しながら、家族との関係を守りながらプライバシーの保護に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
相談体制等の充実事業 啓発推進事業 情報提供事業 在宅者支援事業 情報収集事業	関係機関との連携強化 伝達方法の整備充実、制度内容の啓発 市社会福祉協議会など関係機関と連携し、情報提供 点字パソコン、声の市報テープ、電話リサービスの充実 施設整備利用の促進 啓発活動の推進 諸集会、研修会を開催し、情報収集を行ないプライバシー保護推進	福祉課

第6節 生活環境の改善

1 住環境の整備

現状と課題

市民の最も緊密な生活道路は、安全性、利便性を向上し、人にやさしい道づくりや潤いと親しみのある道路整備を進める必要があります。自動車保有台数は、増加しており観光客などの流入もあり、交通渋滞、違法駐車など諸問題をおこす原因にもなり、計画的な駐車場の整備に努める必要があります。公園と緑地は、ゆとりと潤い、親しみ、ふれあうことの出来る場としての整備を推進していくことが必要です。

障害のある人が、地域社会で安全で安心して生活できる環境づくりを推進するためには障害のある人や高齢者が生活しやすいまちづくりについて市民に啓発することが必要です。

基本方針

障害のある人や高齢者の自立と社会参画を促進し、日常生活における市民としての権利を保障するため、道路、建物、交通施設など、障害のある人や高齢者などに配慮した整備に努め、すべての人が住みよいまちづくりを進めます。

基本計画

(1) 道路・歩道の整備

障害のある人や高齢者にとって歩道幅員の確保は重要です。このため、歩道上の障害物の撤去や段差の解消を図り、すべての人が安全で安心して通行することができる道路や歩道の整備に努めます。

(2) 障害のある人に配慮した駐車場の設置

生活の利便性を保障するため、障害者用駐車場のない施設管理者に対し、設置に向けた要望を行うとともに、駐車スペースの確保に努めます。

(3) 公園・広場の整備

地域における交流の場と位置づけられる交流スペースの確保、コミュニティー広場、公園の整備を進めます。また、地域にある施設の改善を促進し、地域住民や子どもたちとのふれあう機会の場をつくり、ともに生きる社会の実現に努めます。

(4) 啓発活動の充実

障害のある人や高齢者が、安心して生活出来る地域社会を推進するため、健常者が常に障害のある人や高齢者をサポートできるよう、市民および各種団体などに積極的な啓発を推進します。また、障害のある人が公用・公共施設を活用できるよう市民意識の高揚に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
倉吉駅周辺整備事業 河北土地地区画整理内街区公園整備	(仮) 駅北通り線整備 倉吉駅北地区土地地区画整理事業 倉吉駅南北一体化施設設置 倉吉駅北広場整備	都市計画課

第6節 生活環境の改善

2 住宅の整備

現状と課題

障害のある人が安心して生活を営む施設（住宅）整備は改善が図られつつありますが、今後もより充実した対応を図る必要があります。

障害のある人が、自宅で快適な生活を送るため、風呂、トイレなどに対する改造希望が多くあり、これに伴う諸制度の啓発を図る必要があります。

基本方針

障害のある人の自立と社会参画を推進するため、地域で生活できる住宅対策の推進に努めます。

基本計画

（1）公営住宅

公営住宅の整備においては、低層階（1階・2階）を中心に供給し、手すり・スロープを設置し、段差の解消を図るなど人にやさしい住宅づくりに努めます。

（2）民間住宅

民間に対しては、住宅改修資金制度などを活用し、住みやすい住宅づくりの相談に努めます。

（3）啓発活動の推進

障害のある人が住宅入居を拒否されないよう、市民や家主に啓発するとともに、障害の程度に応じた施設改修・設備の充実を図る福祉制度の充実に努めます。

（4）各種制度の充実と周知

高齢者・障害者住宅整備資金貸付制度の充実と周知に努め、同居世帯への支援を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
市営住宅建設事業	障害者、高齢者対応型施設として20-7°、手すりの設置、段差の解消	建築課
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業 高齢者・障害者住宅整備資金制度PR事業	増築・改築が対象 広報紙などによるPR活動の推進	長寿社会課
啓発推進事業	市民啓発および施設、設備充実に向けた福祉制度のPR活動に努める	福祉課

第6節 生活環境の改善

3 公用・公共施設の整備

現状と課題

障害のある人や高齢者の自立と社会参画の促進を図るには、公用・公共施設の改善が急務であり、安心して地域で生活できるまちづくりを推進し、障害のある人への偏見と差別の解消に努めなければなりません。

市民は、それぞれ個性をもち、人とのつながりを大切にしながら生活しています。それぞれの個性に応じた、すべての人にやさしいまちづくりに向けて様々な生活様式を創造していかなければなりません。障害のある人や高齢者の自立と社会参画を図るには、公用、公共施設の改善が急務であり、安心して地域で生活できる、まちをつくることにより、障害のある人への偏見と差別の解消を図らなければなりません。また、生活する上でバス交通は、障害のある人や高齢者にとって、貴重な交通手段となっています。そのため、車椅子も利用できるバス車両の運行については、バス停などの改善を図ることが必要です。

各社会教育施設は、スロ - プ、手すりなど年次的に整備を進めています。しかし、整備された設備も手すりが途中で切れていたり、車椅子を利用する人にはドアが開けにくいなど、実際の使用に不十分な面があります。今後、利用者の意見を盛り込んだ施設整備に努める必要があります。

障害のある人や高齢者が安心して乗降できる低床バスなどの導入が、バス事業者において進んでいる現状であり、県などとの連携により積極的に導入を促進する必要があります。

基本方針

一人ひとりの個性と生活様式を尊重する施策を推進し、障害のある人が地域で安心して生活でき、市民との交流が促進されるよう、公用・公共施設の改善に努めます。

基本計画

(1) 公用・公共施設

障害のある人や高齢者への配慮を進める上で、スロープ・エレベーター・誘導ブロック・自動ドア・誘導チャイムなどの設置が急がれます。また、障害のある人への対応を啓発し、関係機関と連携し施設改修の促進に努めます。さらに、公衆トイレについては、障害者用トイレの併設が少ないため、施設整備を図るとともに、いつでも利用出来る駐車場の確保に努めます。

(2) 交通機関などの整備

障害のある人や高齢者が安心して生活するには、行きたい所に移動できる交通機関の整備が求められており、関係機関・企業と連携し、各種施設の改善整備に努めます。また、交差点における発信音誘導装置の整備、歩道の誘導ブロックの設置、車椅子での通行に支障

のない歩道の整備を促進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
庁舎整備事業	庁舎内案内板の点字表示 本庁舎等関連施設の駐車場整備に努める	総務課
公用施設等点検事業	公用施設について、障害のある人が、社会参画出来る施設づくりの点検	福祉課
上小鴨コミュニティセンター整備事業	上小鴨コミュニティセンター建設	生涯学習課
* 障害のある人の自立と社会参画の実現に向け、交差点における発信音誘導装置、誘導ブロック・車椅子の通行に支障のない、バリアフリー歩行空間の確保・促進		建設課 都市計画課 福祉課
路線バス対策事業	各施策の検討	企画課

第3章

男女共同参画社会の実現

第1節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

現状と課題

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、社会における男女の格差の問題は、「女性政策」、「女性差別」という視点だけではなく、男女がお互いにその人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた方向に発展してきました。また、男女雇用機会均等法、労働基準法などの法制度も大きく改正され、女性の労働条件なども改善されつつありますが、今後もさらに法をより私たちの生活に密着させ、実効あるものにする必要があります。現在、家庭内や、職場さらには、地域においても男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発が充実してきているものの、日本古来の固定的役割分担意識は、いまだ根強く男女の格差が見受けられます。

固定的性別役割分担意識が、今だに根強い社会の通念や風潮を見通すための取り組みが必要です。

地域の行事の参加者は、女性が多いが、企画や主導は男性である傾向が強い状況にあります。伝統や慣習が根強く残る地域では、生産に従事しながら家事、育児、介護を当然のことに担っている女性にとって、年間を通じて定まった休暇も少ない場合が多い状況にあります。セクシャル・ハラスメントは女性の人権を軽視し侵害する行為であり、女性が不当な扱いを受けないように注意する必要があります。

啓発活動を推進するため職員研修等による職員資質の向上に努める必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、人間の性についての基本認識を深め、男女平等の意識の醸成が図られるよう啓発事業を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、それらと表裏の関係にある男性の諸問題の解決も視野に入れ、啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 相談支援組織体制の確立

鳥取県立男女共同参画センターと連携し、相談支援体制の確立を図ります。

(2) 情報の収集・提供

市民、自主活動グループ、女性団体などが求める質の高い情報を積極的に収集するとともに、資料情報コーナーの充実に努めます。

(3) 啓発の推進と学習機会の提供

市民意識を高め、理解を深めるための啓発・広報を推進するとともに、質の高い学習機会

を提供します。

(4) 調査・研究の推進

施策推進の基礎資料となる、市民意識や生活実態の把握に努めます。

(5) 職員研修と資質の向上

職員の資質向上を図るため研修を充実し、希望・意欲に対応する学習相談、小グループの活動を支援する情報提供、学習の場の整備に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
男女共同参画推進懇話会の開催 市民意識調査研究	鳥取県立男女共同参画センターの連携により、啓発の促進 懇話会による男女共同参画の推進 「男女共同参画に向けた市民意識調査」を研修会などに活用	企画課
人権問題講演会（再掲） 人権啓発資料の作成（再掲）	全市民対象に講演会開催 館報の発行、人権啓発カレンダーの作成、啓発冊子「かいほう」作成、「解放シリーズ」市報掲載、縮刷版作成	人権文化センター
部落解放研究倉吉市女性集会 社会同和教育教材作成（再掲） 人権問題巡回講座（再掲） 人権問題講演会（再掲）	全体会、分科会 学習プログラムの開発と提供 全小学校区 一部小学校区で講座開催	同和教育課
職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施	職員課

第1節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における男女共生教育の推進

現状と課題

男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女平等観の形成を推進するため、学校、保育所、幼稚園、地域において、乳幼児期から男女平等意識を育成して行く必要があります。

様々な実態に的確な対応するため職員資質の向上が必要です。

就学前教育の取り組みは、保育所や児童館などとの連携により推進していますが、個別テーマ毎の啓発を図るなど一層の充実が求められています。

基本方針

男女の違いを認め合い、互いに尊重し合い、助け合ってともに活動できる子どもの育成に努めます。

基本計画

(1) 同和保育の充実

倉吉市同和保育指針に基づき、互いの違いを認め合い、ともに支え合い励まし合う仲間づくりを推進します。

(2) 人権教育としての性教育の推進

男女の違いを認め合い、生命を尊重し、自分自身の性を肯定的に認識し、よりよい人間関係を築いていくため、性教育を充実します。

(3) 職員研修の充実

男女共同参画の保育の在り方や性教育についての研修を充実します。

(4) 保護者の啓発

家庭と保育所とが共通認識に立って保育できるようにするため、保護者会などを通じて男女共生教育の啓発を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
保育所運営事業	同和保育、障害児保育の充実 同和保育加配保育士の配置	福祉課

<p>同和保育研修</p> <p>同和保育推進委員会</p>	<p>職員研修の確立と指導力向上</p> <p>地域、保護者との連携および啓発</p> <p>人権教育としての性教育の推進</p> <p>研修会、各種集会の参加</p> <p>あらゆる差別をなくする保育の実践</p> <p>研修会の開催</p> <p>各種講演会・研修会の参加</p> <p>機関紙の発行</p>	
<p>職員研修</p>	<p>職場内研修ほか各種研修会実施</p>	<p>職員課</p>

第1節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

イ 学校教育における男女共生教育の推進

現状と課題

人権教育の一環として、教育課程の中心に男女共生教育を位置づけ、学習を深めるとともに、啓発活動に努めることが大切です。

基本方針

男女共同参画社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できるよう指導の充実を図ります。

基本計画

(1) 性教育の充実

学校の全教育活動のなかで、性の理解と人権尊重を認識する教育の充実を図り、さらに、女性の人権の尊重に向けて、男女の精神的、肉体的な違いを正しく理解し、それぞれの特性に応じた役割や互いの命の大切さ、男女が互いに個性ある人間として尊重し合い、行動することが出来る児童・生徒の育成を図ります。

(2) 教職員の資質と指導力の向上

教職員自らが、男女共同参画社会の実現における責務を自覚し、具体的実践を通して資質と指導力の向上に努めます。

(3) 保護者の啓発

家庭や地域社会のなかで、女性の積極的な社会参加と自立を図るための啓発に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
男女共生教育	性教育の充実、男女混合名簿	教育総務課
学校保健委員会	学校保健委員会活動	
教職員研修	研修会開催	
保護者啓発	保護者啓発の実施	
	各種講演会・研修会の参加 機関紙の発行 女性の社会参加と自立に向けた保護者啓発の実施	

第1節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ウ 社会教育における男女共生教育の推進

現状と課題

女性の交流室において、現在、女性の自立や地位向上のため、男女共同参画の視点に立った各団体・グループの研修会および座談会を開催していますが、女性の社会参加を積極的に促進し、男性の意識改革をめざした啓発活動を推進するとともに、引き続き女性団体の育成・活動支援を行っていくことが大切です。

基本方針

女性のエンパワメント（自ら能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること）のための社会的環境づくりと男性の意識変革を目指した啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 生涯各時期における学習の推進

男女一人ひとりが持っている個性と能力が十分発揮できるよう、生涯各時期に適した学習機会を提供し、男女平等の視点に立った事業を推進します。

(2) 団体の育成、援助による指導者の養成と資質の向上

女性の自立や地位向上に向けての担い手としての女性団体、グループの育成援助を推進し、社会参加の促進に努めます。

(3) 啓発資料の整備と活用

鳥取県男女共同参画センターなど各関係機関とネットワークを図り、啓発資料を整備し、多様な活用に対応できるよう努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
女性視点の研修会	研修会実施	生涯学習課
啓発資料の購入整備	啓発資料の購入整備	企画課

第1節 啓発・教育の推進

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

現状と課題

社会教育関係団体が、女性問題に対する理解を深め、問題解決に向けて積極的に自主活動を行っていくためには、今後も各団体へ各種の情報および研修の場を提供しながら連携して意識変革の啓発を推進していくことが必要です。

各種の社会教育関係団体の自主的な学習活動は、会員個人の学習ニーズの多様化により幅広いものに盛り上がりを見せていますが、学習内容が「入門編」までで終わってしまう傾向にあり、学習の深まりが望まれます。今後、男女共同参画社会づくりに向け、団体、グループと行政および生涯学習関連施設・機関がともに視点を明確化しながら、新しい学習プログラムづくりを進める必要があります。

基本方針

各団体の女性問題に対する自主活動と連携し、啓発活動を推進します。

「自分を見る、女性を見る、社会を見る」を学習プログラムの柱にし、各団体の主体的な意識変革の実践を支援していきます。

基本計画

(1) 指導者の育成

学習プログラム開発やそれに基づく学習の展開は、学習の企画・運営にかかわる担当者の力量を高めることで大きな進展となります。また、社会教育関係団体における指導者の役割も重要であり、その育成に努めます。

(2) 生涯学習関連施設との連携活動

社会教育団体が、実践主体となり得る力量を獲得する段階は、多くの場合、各団体の自主的活動にゆだねられていることが多く、時に応じて、生涯学習関連施設が教育機関としての力量を発揮し、各団体の自主的活動を支援していくことが必要であり、今後は、行政や生涯学習関連施設と連携し、研修会を開催するなど啓発活動の取り組みを推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
公民館職員研修事業	男女共同参画社会の実現に向けた研修会実施	生涯学習課

第2節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

現状と課題

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、男女がお互いに、その人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会「男女共同参画社会」の実現に向けた方向に発展してきました。現在、家庭内や職場、地域においても男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発が充実してきているものの、日本古来の固定的役割分担意識は、いまだ根強く残っており、男女の格差が見受けられます。

女性登用の実態把握と女性の登用の推進が必要です。

男女共同参画社会基本法が制定され、女性の社会活動への積極的な参画を図るため、各種団体グループと連携を図り、女性を研修会などへ派遣しながらリ・ダ・の養成に努めることが必要です。

男女共同参画推進時代の到来を踏まえ、女性の社会活動への積極的参画を図るため、毎年開催される日本女性会議ならびに女性を対象とした各種リ・ダ・研修会に積極的に参加していますが、リ・ダ・としてあらゆる場へ参画・活動出来る人材も少なく、今後も女性差別につながる制度・慣行の見直しを行うため、各種団体グループと連携し、参画を促進するため各会議などへの参加を要請し、リ・ダ・養成に努めることが必要です。

基本方針

政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図るため、女性差別につながる制度・慣行の見直しを行い、各種審議会・委員会への登用、職域拡大および能力の高揚を促進するとともに、行政・企業、団体などにおける女性の方針決定過程への参画を進め、女性のリーダー養成を図ります。

基本計画

- (1) 各審議会・委員会への登用
あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、各種審議会などへ女性の登用を推進します。
- (2) リーダーの養成
町内会・自治会の活動、PTA・子ども会活動、女性団体の活動、ボランティア活動など、女性の社会参画の促進を図り、男女があらゆる場への参画を図るよう努めます。
- (3) 各種団体との連携
男女ともに社会活動への参加を促進するため、各種団体グループと連携し、参画を促進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
-----	------	-----

各審議会・委員会への女性登用	各審議会・委員会への女性参画の推進	職員課
女性登用率33運動事業	県女性基本計画の数値目標に向けた登用の推進	総務課
男女共同参画の推進	職員研修派遣	企画課
女性教育事業 市民活動リーダ-育成事業	女性リーダ-研修派遣 女性団体指導者研修会、女性会議など派遣	生涯学習課

第2節 社会参画の推進

2 地位向上

現状と課題

行政相談員および人権擁護委員の女性登用率は他の審議会委員などに比べ高い状況となっています。

女性管理職の登用に向けた中間女性管理職の育成が必要です。

市内の企業・事業所における管理職への登用などが少なく、関係機関と連携し、啓発活動を展開して行くことが必要です。

基本方針

女性差別につながる偏見を正しながら、因習や慣習などの改善を図り、女性が職業生活と家庭生活をより良く両立できる地域社会の実現や、あらゆる分野での女性の地位向上に努めます。

基本計画

(1) 啓発活動の推進

地域・職場・家庭などにおける社会通念や慣行・制度の見直しと、その改善を図り、職場や地域での各種学習会・研修会など学習・啓発活動を充実し、男性も含めた意識改革を図ります。

(2) 女性の就業と管理職の登用

男女雇用機会均等法の趣旨に沿った行政・企業の雇用管理の促進、女性の職域拡大、管理職への登用促進についての啓発を推進します。

(3) 鳥取県男女共同参画センターとの連携

鳥取県男女共同参画センターとの連携を図り、男女共同参画社会の実現に向け積極的に啓発活動、研修会の開催等を推進します。

(4) 女性登用の促進

関係機関との連携を深め、行政相談員、人権擁護委員などへの女性の登用に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
センター共同事業(再掲) 各年代層別学習会(再掲)	女性話そう会 女性育成、成人育成講座	人権文化センター
女性の管理職の登用	女性の管理職・中間管理職への登用	職員課
倉吉市同和問題企業連絡会事業 倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業担当者研修会での啓発 企業訪問および研修会における啓発	商工観光課

女性登用促進事業	人権擁護委員、行政相談員などの女性登用 人権擁護委員の女性登用 行政相談員の女性登用	総務課
----------	--	-----

第2節 社会参画の推進

3 人権侵害の救済と擁護

現状と課題

男女共同参画社会を実現するには、「女性の仕事、男性の仕事」、「男性の領域、女性の領域」などと、男女のあり方を性別により固定的なものとしてあてはめようとする習慣、態度、価値観を改めて見直すことが大切です。そのため、女性と男性の表現に関するガイドラインの活用と推進が必要です。

有害なメディアから子どもを守ることが必要です。

基本方針

女性に対するセクシュアル・ハラスメントに関する職員研修を行うとともに、被害者が訴えやすい相談体制の確立とその啓発に努め、性差別を助長する刊行物や図書の排除を進めるなど、啓発活動の推進に努めます。

基本計画

(1) 人権侵害救済の窓口

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の相談窓口女性職員を配置するなど、被害者が訴えやすい相談体制と活動の充実に努めるとともに、地域・職場での差別的な扱いを放置しないよう指導體制の確立に努めます。

(2) 啓発活動の促進

女性問題についての研修機会の提供、ガイドラインの作成および活用など、セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動の推進に努めます。

(3) マスメディアの自主的な規制

性の商品化・暴力表現の是正に向けた自主的な取り組みの推進、性・暴力表現を扱ったマスメディアの自主規制の促進に向けての気運を醸成します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
行政相談	法務局および人権擁護委員と連携し、相談活動を推進	総務課
人権相談窓口の充実(再掲)	あらゆる差別に係る相談機関との連携の強化による相談体制の充実、広報による市民PRの徹底、リーフレットの作成	人権文化センター
男女共同参画推進審議会等の設置および開催	人権侵害に関する問題についての検討	企画課
生徒指導対策研究推進事業	生徒指導対策推進委員会の開催と啓発活動	教育総務課

第3節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発推進

現状と課題

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、社会における男女の格差の問題は、「女性政策」「女性差別」という視点だけではなく、男女がお互いにその人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会「男女共同参画社会」の実現に向けた方向に発展してきました。また、男女雇用機会均等法、労働基準法等の法制度も大きく改正され、女性の労働条件なども改善されつつありますが、今後もさらに法をより私たちの生活に密着させ、実効あるものにする必要があります。現在、家庭内や、職場さらには地域においても男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発が充実してきているものの日本古来の固定的役割分担意識は、いまだ根強く男女の格差が見受けられます。

男女雇用均等法などにより、女性への労働条件・職種等が改善されつつありますが、今後企業・事業所に対して職種・職域の拡大や快適な職場づくりを関係機関と連携し、啓発して行くことが必要です。

基本方針

女性が男性と平等に働く機会を持つことの意識改革に努め、女性の就労にとっての条件整備に努めます。

基本計画

(1) 労働環境の整備

女性が職場で十分能力を発揮し、確かな地位を得るよう男女雇用機会均等法や関連制度の周知・啓発を推進するとともに、教育などを通してしっかりとした職業観の確立を図ります。

(2) 職種・職域の拡大

職種・職域の拡大に努め、採用時における男女平等の推進と職業能力の開発・職業意識の向上に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
男女共同参画に関する条例制定	条例制定に向けた審議会を設置	企画課
男女共同参画推進審議会などの設置および開催	企業への啓発について検討	

<p>企業啓発推進事業</p> <p>職業能力の開発促進</p>	<p>21世紀職業財団発行の啓発パンフレット配布 担当者研修会、企業訪問、情報提供事業 雇用・能力開発機構、21世紀職業財団、 高等技術専門学校、鳥取県男女共同参画セ ンター、商工会議所などの関係機関の行う各種 研修会の紹介と情報提供を行う</p>	<p>商工観光課</p>
<p>進路指導対策協議会</p>	<p>進路指導対策協議会の活動充実</p>	<p>教育総務課</p>

第3節 就労・雇用の促進

2 職業の安定

現状と課題

本市の女性の就業率は高く、安心して働ける就業環境の整備が大切です。また、企業などにおいて技術革新が進み、専門的な知識・技術が求められており、関係機関と連携し、職業能力開発にも取り組むことが必要です。

女性就業率の高い本県では、保育所、児童館などの児童福祉施設の充実を図りながら、子育てと就労の両立支援を推進し、あわせて各企業に対し育児休業制度の活用など、就労条件の改善を図っていく必要があります。

基本方針

男女が等しくそれぞれの持てる能力と感性を最大限に発揮し、安心して働くことができるまちづくり、職場づくり施策の推進に努めます。

基本計画

(1) 女性意識調査の活用

女性意識調査の分析と就労施策の推進に努めます。

(2) 女性の雇用拡大

企業誘致に努め、女性の雇用拡大に努めます。また、資格取得、職種・職域の拡大のための情報提供や再就職支援、相談を行い、就職機会の拡大を図ります。

(3) 就職条件の整備

多様な就業形態における就業条件の整備を促進し、パートタイム労働者の労働条件の改善と雇用の安定、福祉の増進、家庭内労働者の労働条件の向上に努めます。

(4) 就業環境の整備

育児休業、再雇用、介護・休暇および保育所施設など条件整備の促進に努めます。(保育施設の整備、多様な保育需要への対応、児童育成環境の整備)

(5) 自営業などの労働条件整備

農業においては、年間2,000時間を目指すなど、農林水産業・自営業などにおける労働条件の確立と推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
女性意識調査活用事業	鳥取労働基準局雇用均等室、21世紀職業財団との連携	商工観光課
女性の雇用拡大事業	鳥取県女性就業援助センターによる就業の相談、技術講習会などの広報	
就業環境整備事業	児童福祉施設（保育園、児童館等）を活用し、就業環境を整備	福祉課
* 農業においては、主たる従事者1人当りの年間総労働時間 2,000時間程度、年間農業所得 500万円以上を確保することができる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を行い得る経営体の育成		農林課

第4節 社会福祉の増進

1 一人親家庭福祉の充実

現状と課題

女性の職場進出や様々な社会活動への参加が増加している一方、依然として育児は、女性が行うものと言う考え方は根強く残っています。また、核家族化、少子化社会の進行で、子育てに対する不安感は増大しており、保育所、地域などの子育て支援体制の充実が急務となっています。一人親家庭については、生活の経済的基盤を確かなものにするとともに、日常生活面の支援を行うなど、意識啓発も含め社会全体で一人親家庭を支えて行くことが求められています。高齢出産、若年出産など、ハイリスクの妊婦も増加するなか、母性の心身の健康管理は、重要であり、母子保健の充実を図ることが必要です。

基本方針

次代を担うすべての児童が、心身ともに健やかに育つよう、「倉吉市子育ていきいきプラン」を基本とし、児童を取り巻く環境整備を図るとともに、児童館などの整備を進め、心身ともに健全で情操ゆたかな児童の育成と女性の社会進出を支援する体制の充実に努めます。

一人親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るため、各種の支援措置の充実や相談事業、就業指導による経済的自立と生活意欲の向上に努めます。

基本計画

(1) 母性の保護、女性の健康増進

母子保健指導および異常の早期発見に努め、健康づくりの普及と健康診査の充実を図ります。

(2) 新倉吉市子育ていきいきプランの充実

子育て支援のための基盤整備として、保育所・児童館を中心とした子育てネットワークの整備と保育料の軽減措置の推進に努めます。また、保育所特別保育や放課後児童対策の充実を図り、子育て支援地域づくりに努めながら、児童の遊びの拠点として、児童館(センター)の整備に努めるとともに、児童遊園地の整備に努めます。

(3) 関係機関との連携

社会的・経済的自立を促進するため、民生児童委員・母子相談員・母子寡婦福祉推進員などの活動を充実し、関係機関との連携を密にしながら、就業指導などの相談機能の充実を図ります。

(4) 一人親家庭の生活安定と向上

一人親家庭の生活安定と向上を促進するため、児童の就学資金、療養、就職に対する貸付制度など各種支援措置の充実強化に努めるとともに、助成制度の検討を進めます。

(5) 介護への啓発

介護を社会全体で分かち合う観点に立った施設やサービスの充実とあわせて、ボランティア活動を支援する環境整備に努めます。

(6) 子育て支援事業の推進

仕事と育児の両立を推進するため、子育てヘルパー派遣事業など制度の充実とあわせて、ファミリーサポートセンター設立に向けての研究に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
妊産婦新生児訪問指導事業 妊産婦手当支給事業 女性の健康づくり推進事業	訪問指導 同和地区妊産婦および同和地区出身妊産婦への手当支給 女性の健康診査、料理教室	長寿社会課
子育て支援事業 相談体制充実事業 子育てヘルパー派遣事業 母子生活支援施設運営事業 保育所運営事業	新倉吉市子育ていきいきプランの推進 児童福祉施設（保育園、児童館）における各種子育て支援事業の充実 児童福祉施設および児童養護施設など、関係機関と連携し子育て支援策を充実 子育てヘルパー事業 一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実 病後児保育の充実 家庭児童相談室運営事業の充実 主任児童委員事業の充実 民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実 子育てヘルパーを派遣し、一人親家庭などの子育て支援の推進 母子生活支援施設運営費補助金 育児相談体制の充実 子育てと勤労の両立支援の充実	福祉課

第4節 社会福祉の増進

2 高齢者福祉の充実

現状と課題

母子・寡婦家庭の母などのケアの必要な人が、健やかに安心して過ごすために、経済的自立のための就労支援などの援助体制を充実させるとともに、相談体制を充実させる必要があります。

高齢化に伴い、脳卒中など生活習慣病の発症が多く、若年から高齢に至るまでの健康管理が重要であり、健康づくりの推進を図る必要があります。また、平成12年4月に高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され、要介護高齢者や家族を支援するとともに、介護教室などを開催し、介護への意識啓発などに取り組んでいます。

基本方針

すべての高齢者が、生涯幸せに暮らすためには、若年期からの健康づくりや経済的、精神的自立を図るため、介護を分かち合う啓発活動の充実に努め、高齢者の社会参画の促進を図ります。

基本計画

(1) 在宅福祉サービスの充実

在宅における医療、福祉サービスの充実を図るとともに、介護のためのマンパワーの確保に努めます。

(2) 健康づくりの推進

運動・栄養・休養などの健康づくりの推進に努め、家庭女性・自営業女性などを対象とする健康診査、健康教育などの推進とあわせて、高齢者の生きがいを高め社会参画の促進に努めます。

(3) 一人親家庭などへの福祉対策

一人親家庭などへの福祉対策の充実と就業援助対策の推進に努めます。

(4) 啓発活動の推進

男性の介護への意識を変革し介護活動への参加を促進するため、高齢者介護システムの確立を図り、介護を女性に固定化しないための配慮に努め、啓発活動を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
介護保険事業（再掲）	居宅サービス、短期入所、福祉用具購入、住宅改修費用に対する保険給付	長寿社会課
在宅福祉事業（再掲）	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業の実施	
家族介護教室事業（再掲）	家族介護者および近隣住民に対する介護教室の開催 男女共同参画による介護研修会の開催 介護教室、各種研修会への参加	
女性の健康づくり事業(再掲)	女性の健康診査、料理教室	
一人親家庭福祉推進事業	母子会および母子相談員など関係機関との連携を図り、相談体制と就労指導を促進 家庭児童相談員を配置し、相談指導体制を充実	福祉課

第4章

在住外国人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 国籍条項

現状と課題

自治体の責務は、外国人を含む住民の人権を守り、福祉や生活の向上を図り、地方自治を推進することであり、外国籍の人に対する外国人登録法や出入国管理令などの課題や参政権についての慎重な対応が求められています。

在住外国人の相談員などによる実態把握と地位の確立が必要です。

基本方針

働く権利は、いわゆる「健康で文化的な生活を営む権利」を享有するために最も重要であり、国籍に関係なく職業選択の自由と働く権利が保障されるように努めます。

基本計画

(1) 公務員への採用

国家公務員法および地方公務員法は、人事院規則8-18の第8条に国籍条項が規定されておりますが、本市においては国籍による採用の禁止を認める国籍条項を設けていませんので、原則的には在住外国人の任用は可能であります。在住外国人の働く権利と職業選択の自由を保障するため職員への採用に努めます。

(2) 企業への採用促進

在住外国人に対する企業における採用は、通常の募集形式による選抜過程において行われているため厳しい状況にあります。今後、労働行政関係機関・倉吉公共職業安定所と連携を強化しながら雇用の促進に努めます。

(3) 地位の向上

在住外国人の地位の確立を図るため、自治体の諮問機関への参画や地域社会の様々な委員会および各種団体活動への参加を促進します。

(4) 諸権利の保障

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する、基本的人権・民族教育・社会福祉などの充実を図り、日本国民と同じ権利の保障に努めるとともに、民族的アイデンティティの確立に努めます。また、各自治体では地方に限り参政権を与えてもよいとの決議がなされていますが、その是非について調査研究を進め慎重な対応に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
雇用促進事業	倉吉市同和対策雇用促進協議会による企業訪問	商工観光課
諮問機関への参画	在住外国人の地位向上を図るための諮問機関への参画	職員課
人権擁護推進事業	諸権利の保障に向け人権擁護の推進	総務課

第1節 人権擁護の確立

2 個人情報の保護

現状と課題

個人情報の保護を徹底するため、職員研修による職員資質の向上を図ることが必要です。人権教育の一環としての国際理解教育では位置づけを明確にし、目標、内容、方法などを創意工夫することが必要です。

基本方針

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する民族的な偏見や差別が根強くある現実を踏まえ、個人の情報に関する事項について検討を行い、個人情報の保護に努めます。

基本計画

(1) 職員研修の充実

正しい歴史に学び在日韓国・朝鮮人に対する偏見と差別を解消し、資質の向上を図り的確な対応に努めます。

(2) 民族教育の推進

すべての民族が自己の言葉を使用し、自己の文化を継承・発展させることは、国際人権規約が保障する「文化的発展を追求する権利」を含む自決権であり、すべての民族が享有する権利です。したがって、在日韓国・朝鮮人、特に子どもたちが自己の言語と文化に接触する機会は、民族固有の権利として尊重され、かつ、保障されるよう国・県に要望するため、教育委員会と学校の教育現場との協力のもとに、民族学級の開設に努めるなど、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが誇りを持って民族名を使用し、ともに学ぶことができる教育環境の醸成に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
職員研修	職場内研修、一般職員研修の実施	職員課

第1節 人権擁護の確立

3 人権侵害の救済と擁護

現状と課題

国際化の進展において、市民に対する啓発が不十分であるため、図書館は、図書資料を充実する必要があります。

今日、東南アジア諸国の人々を中心に、結婚や就労などで本市に在住されている人が増加の傾向にあり、外国人に対する偏見や差別の解消を図るため、異文化の理解と人権意識を高める啓発活動の充実を図る必要があります。

博物館では、考古資料展示説明文の一部をハングルで表記していますが、順次各分野にも実施してまいります。

基本方針

在住外国人の人権擁護の課題に対する担当窓口を充実し、多文化、多民族社会観の形と共生する社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 啓発活動の充実

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する偏見と差別を明らかにし、民族・文化・歴史などを正しく学習する機会の提供に努めるとともに、啓発活動の充実を図ります。

(2) 相談体制の充実

職員の資質向上に努め、各関係機関・団体などと連携を図りながら、生活相談などの体制づくりとその啓発に努め、市民一人ひとりへの人権擁護活動を推進するとともに、安心して生活できるまちづくりに努めます。

(3) 外国語での広報・刊行物の発行

市報などの広報や日常生活に必要な各種証明書の案内、諸事業の内容など、外国語での発行と各種案内掲示に努めます。

(4) 在住外国人の権利の保障

在住外国人の実態に基づき、住民としての権利とサービスを享受できるよう、外国人に関わる法律の研究を進めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権相談窓口の充実(再掲)	各関係機関、団体との連携強化による相談体制の充実	人権文化センター
倉吉博物館展示活動	展示説明文の外国語併記について全分野で総合的に原稿作成および外国語表示の実施	博物館
国際理解図書コーナーの設置	国際理解を深める図書の購入 外国語図書の購入 国際図書コーナーの設置	図書館
文書広報事業	外国語での刊行物発行および、庁内などの案内表示	総務課
市報掲載	市営住宅募集記事の英文掲載および外国人登録関係記事の英文・ハングル掲載	広報電算課

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

現状と課題

語学等専門知識を有する職員の養成と確保が必要です。

在住外国人に対する指導援助のための相談員の設置が必要です。

経済の発展や交通・通信基盤の整備、インタ - ネット等の情報技術の発達を背景に諸外国との交流が、ますます活発化しています。本市においては、外国人登録者数の増加、国籍の多様化など、着実に国際化への波が押し寄せています。このため、社会の仕組みそのものと、諸外国との文化と価値観を尊重し、相互理解を深め共生する社会づくりに努めることが必要です。

企業・事業所に対して関係機関と連携し、雇用拡大と安心して働ける職場づくりを啓発して行くことが必要です。

在住外国人に対する各種の生活情報の提供、支援活動を推進する国際交流ボランティアの育成およびリ - ダ - 養成講座を開催するに至っていません。今後、鳥取短期大学と連携しながら、公開講座で在住外国人に対する人権問題・国際交流を取り上げ、市民との文化交流を推進して行くことが大切です。

在住外国人の置かれている現状や差別の実態について充分把握していないため相互の人権を尊重する感覚が未熟であり、偏見やいじめを受けることを危惧して、本名でなく日本名を用いている現状があります。

基本方針

国際社会における過去のわが国の正しい歴史認識を深め、在住外国人に対する差別の撤廃と人権の保障に向けた啓発活動を推進するとともに、国際交流を促進し相互理解を深め共生する社会づくりに努めます。

基本計画

(1) 在住外国人の生活などの実態把握と啓発活動の推進

在住外国人の生活などの実態把握に努め、学習機会や情報提供など行政としての対応と指導方針を確立し、市民への啓発活動とともに、在日韓国・朝鮮人の生活などの実態を把握し、社会保障、就労などの社会生活、教育、法的地位などの問題への対応と市民への啓発活動を推進します。

(2) 支援活動の充実

在住外国人や帰化した人に対する支援活動を充実するため、各種の生活情報の提供および国際交流ボランティアの育成を図るとともに、市民との相互交流や文化交流を推進します。

(3) 企業における啓発活動の推進

在住外国人の雇用と職場での心理的安全管理を実現していくため、企業啓発の取り組みを進めてまいります。

(4) 専門職員の養成と施策の推進

語学研修や体験研修などを実施し、専門知識を有する職員を養成して担当窓口の業務を充実、在住外国人に対する指導援助の推進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権問題講演会(再掲) 人権啓発資料の作成(再掲)	全市民対象の講演会開催 館報の発行、人権啓発カレンダーの作成、啓発冊子「かいほう」作成、「解放シリーズ」市報掲載、縮刷版作成	人権文化センター
人権問題巡回講座(再掲) 人権問題講演会(再掲) 同和教育指導者養成講座(再掲)	全小学校区 一部小学校区で講座開催 人権のために学ぶ同和教育講座	同和教育課
外国人のための日本語講座 市民のための外国語講座 国際交流事業	在住外国人対象に英語、中国語による日本語講座 初級、中級コースの韓国語講座の開設による通訳など 国際交流ボランティアの育成 国際理解講座などの開設による異文化理解の促進	企画課
リーダー養成講座	在住外国人問題をテーマに開催(保育園保護者会、小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
企業における啓発活動の促進事業	倉吉市同和問題企業連絡会の活動 人権文化センターの活用	商工観光課
専門職員の養成 外国人相談員の設置	語学研修、体験研修などへの職員参加 外国人相談嘱託員などの設置	職員課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における国際理解教育の推進

現状と課題

国際化の進展の中、保育所にも外国人の乳幼児が入所するようになり、子どもたちの保育環境が大きく変化してきています。外国人の子どもたちへの対応や異文化理解などの国際理解、国際交流などを内容とした保育実践を推進する必要があります。

基本方針

すべての乳幼児の保育を保障し、国際理解教育の保育実践を通してお互いを認め合う 人間関係の育成に努めます。

基本計画

(1) 保育者の国際理解教育の研修の実施

保護者と連携し、各個人に応じた保育実践に努めるとともに、保育者が専門的な知識と指導力を身に付けるため研修を充実します。

(2) 保護者啓発の充実

それぞれの地域(校区単位)で、在住の外国人との交流活動や研修会などを実施し、異文化理解や在住外国人の人権問題について認識を深め、国際理解教育を推進します。

(3) 保育者の資質と指導力の向上

保育者が国際理解教育への理解を深め、子どもたちの国際的な人権感覚を高め、全面発達を図る保育実践を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
同和保育推進事業	国際交流員、在住外国人との交流会および研修会の実施 在住外国人を招き、国際感覚を高める保育の実施 保護者啓発の実施	福祉課
同和保育推進委員会	各種研修会などを通し、保育者の資質と指導力を向上 研修会開催、各種講演会および研修会参加、機関紙発行	

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

イ 学校教育における国際理解教育の推進

現状と課題

国際理解の教育（各教科、領域、総合的学習）を通して、自国、他国理解を深めるとともに、お互いを尊重しようとする心情を高めることが大切です。

基本方針

国際社会におけるわが国の立場を自覚した確かな歴史的認識を身に付け、違いを認め合い、相互関係を深め、共に生きる社会を実現しようとする児童・生徒の育成に努めます。

基本計画

（1）在住外国人の児童・生徒の指導の充実

保護者との連携と共通理解を図り、具体的な指導援助の体制を確立して、児童・生徒の悩みや不安の解消に努めるとともに、PTAや地域の理解や協力について啓発活動を充実します。

（2）教職員の研修の充実と地域教材の充実

在日韓国・朝鮮人問題の指導を充実するため教職員の研修機会を拡充し、地域教材を作成するなど指導計画および指導内容の充実を図ります。

（3）国際交流の推進と国際理解教育の充実

姉妹都市との相互訪問や絵画などの文化交流、スポーツ交流などを推進するとともに、国際理解教育の充実に努めます。

（4）推進体制の充実

国際交流員をはじめ地域ボランティアを充実し、国際理解、国際交流の推進体制を整備します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
教材整備事業	図書購入	教育総務課
中学生羅州市訪問交流	中学生友好親善交流	
国際児童絵画交流展	児童絵画展	
語学指導等外国青年招致事業	中学校での英語指導助手	
教科書採択関係事業	中部地区教科書採択協議会 教科書展示	
国際交流員（韓国）招致事業	韓国の国際交流員の招致	企画課

第2節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ウ 社会教育における国際理解教育の推進

現状と課題

市民に対する、在住外国人問題の啓発が不十分であるため、図書館は異文化紹介や国際的な人権問題などの図書閲覧に努める必要があります。

職員の語学研修等専門研修の推進を図ることが必要です。

日本で生活する外国人、特に在日韓国・朝鮮人に対し、人権・共生の観点が十分ではなく、偏見や差別が現存しており学習や啓発に努めることが必要です。

在住外国人の人たちの文化や慣習に対して、無理解、憶測、偏見などによる情報をもとに行動することがあるため、それらの原因で差別事象が多発する傾向があります。

基本方針

内なる国際化の実現と国際交流を積極的に推進するため、行政および生涯学習関連施設での在住外国人の人権問題や、国際理解のための学習や啓発活動を充実するとともに、在住外国人の学習機会や情報の提供に努めます。

基本計画

(1) 在住外国人の学習機会・情報の提供

在住外国人との懇談会や交流会を開催し、学習や情報などのニーズを把握し、在住外国人の団体やグループと連携して行政、生涯学習課・公民館及び人権文化センターで講習会や研修会の実施に取り組みます。また、広報物の外国語での発刊や各種の生活情報などの提供に努めます。

(2) 市民の学習・啓発活動の充実

生涯学習関連施設における学習機会の設定、図書・教材などの整備を図り、部落解放研究倉吉市集会などの人権啓発事業の内容を充実します。また、研修会などを支援するため、生涯学習課の人材派遣事業を推進します。

(3) 職員研修と資質の向上

在住外国人に学習や情報を提供するため、行政職員特に施設職員の語学研修など専門的な研修を実施し指導援助に努めます。

(4) 啓発資料の作成と活用

在住外国人問題への理解を深めるため、倉吉市同和教育研究会などと連携して啓発資料の作成および活用を図ります。

(5) 交流活動事業の推進

内なる国際化を実現するため、在住外国人との相互理解を深める交流活動事業を推進しま

す。

(6) 国際交流ボランティアの育成

市民の国際交流や国際理解教育を推進するため、国際交流ボランティアの育成に取り組みます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
国際交流事業（再掲）	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
国際交流員（韓国）招致事業（再掲）	韓国の国際交流員の招致	
人材派遣事業（再掲）	人権学習活動への援助(指導者派遣)	生涯学習課
職員研修（再掲）	国際交流員、外部機関の研修への職員派遣 を活用、職員資質の向上	職員課

第2節 啓発・教育の推進

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

現状と課題

社会教育関係団体の役員は、地域社会において教育に大きな影響力がありますので、リーダーとして活躍ができるような研修機会の提供に努めることが大切です。

基本方針

社会教育関係団体などの自主的な学習活動や地域活動を推進するため、在住外国人の人権や国際理解教育についての研修機会や情報、指導者の提供に努めます。

基本計画

(1) 社会教育関係団体の自主活動の促進

社会教育関係団体の啓発活動や地域活動を促進するため、講座などの開設および研修派遣、情報提供、人材派遣などの支援体制の充実を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
リーダー養成講座(再掲)	在住外国人問題をテーマに開催(保育園保護者会、小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
人材派遣事業(再掲)	人権学習活動への援助(指導者派遣)	

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

現状と課題

在住外国人の意見が反映できる場の創出が必要です。

日本と韓国・朝鮮との間において、過去に不幸な歴史的経緯があり、このことで差別や偏見が解消されていない現状も根づよく残っており、歴史、社会や文化を理解、認識することに努めなければなりません。

基本方針

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する差別撤廃とその人権を擁護するため、必要な環境づくりと住民の意識形成を図り、在住外国人の各種の社会参画の促進に努めます。

基本計画

(1) 学習機会・情報提供の保障

実態調査の分析をもとに、在日韓国・朝鮮人の要望を把握する中で、各種研修会・講習などを開催するなど、学習機会・情報提供に努めます。

(2) 啓発活動の充実

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する差別と偏見の解消のため、在住外国人が持っている言語・文化に学びながら、市民を対象に異文化を尊重する学習機会の提供と啓発活動の充実に努めます。

(3) 各審議会・委員会への登用

各種審議会・委員会への登用を促進し、在日韓国・朝鮮人や在住外国人の要望や意見が施策に反映できるように努めます。

(4) 関係機関との連携

社会参加と地位の向上を促進するため、在日韓国・朝鮮人や在住外国人が等しく市民として権利とサービスを享有できるよう外国人住民代表機関の設置による意思の反映ができる場づくりを推進します。

(5) 在住外国人の社会参画の保障

関係者の意見を参考にしながら、在住外国人の社会参画の保障に向け、その具体化に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
外国人のための日本語講座 市民のための韓国語講座 国際交流事業 韓国羅州市姉妹都市交流事業 国際交流員（韓国）招致事業	在住外国人を対象に英語、中国語による日本語講座 市民のための外国語講座（韓国語ほか） 各種国際理解講座、交流会の開催 韓国羅州市との国際姉妹都市友好交流 韓国の国際交流員の招致	企画課
審議会・委員会への登用	審議会・委員会への登用	職員課

第4節 就労・雇用の促進

1 就職の促進・安定

現状と課題

市として国籍条項はもうけていませんが、在住外国人の職員はいないのが現状です。就職差別解消に向けての企業・事業所に対して関係機関と連携し、啓発を行うとともに就職、就労についての相談活動を展開して行くことが必要です。

基本方針

学校教育の充実と企業育成・啓発活動を充実し、関係機関との連携により、きめ細やかな相談活動と指導を行い、適性に応じた雇用の促進します。

基本計画

(1) 倉吉市同和対策雇用促進協議会の充実

倉吉市同和対策雇用促進協議会の活動の輪を広げ、在住外国人の児童・生徒の就職促進に向けた活動の充実に努めます。

(2) 「在住外国人実態調査」の活用

調査研究部会で実施された「在住外国人実態調査」により、問題点を明らかにし、要望・要求の把握と分析に努め、問題解決に向けて、企業・倉吉公共職業安定所と連携した具体的対応策に取り組みます。

(3) 公務員の門戸開放

在住外国人の雇用促進に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	事業主、担当者研修会で啓発推進 企業訪問時の啓発 「在住外国人実態調査」の結果を担当者研修会で研究活用	商工観光課
公務員の採用	職員採用の促進	職員課

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

現状と課題

国際化が進展するなかで、様々な国々から多くの外国籍の人が市内に在住していますが、生活文化、言葉、生活の違い等から当惑や不安を感じている人が少なくありません。

本市に外国人登録を行っている人の国民健康保険への加入状況は、平成12年3月末現在で27世帯69人です。しかし、加入については任意であり、1年以上わが国に滞在すると認められる者となっています。また、国民年金の加入では、加入条件は日本人と同様で第1号被保険者が32人、第3号被保険者が28人です。今後は、在住外国人の実態把握に努め、短期間であっても長く住みたくなるよう、1年未満の在住者への対応が必要となっています。

本市では、無年金の在住外国人に対し、平成7年度から倉吉市在住外国人高齢者・障害者特別給付金を支給し、生活支援を行っています。

基本方針

在住外国人の実態把握に努め、すべての人が住みやすいまちづくりを目標に外国人との交流を深め、お互いが理解し合える地域づくりに努めます。

基本計画

(1) 人的体制と相談体制の充実

人的体制の充実を図り、在住外国人の多様なニーズに対応する相談体制の充実を図り、在住外国人の方が住みやすいまちとなるよう努めます。

(2) 生活実態把握の実施

生活実態把握に努め、国内における生活と法的地位、社会保障・社会福祉、就職・就労に代表される社会生活上の課題、社会的地位の向上、民族性の尊厳について調査研究し、的確な施策の推進に努めます。

(3) 国民健康保険・国民年金への加入促進

現在、外国人に対する国民健康保険の加入資格は、在留期間が一年以上となっています。また、国民年金については長期間の加入が必要なため、加入についてなかなか理解が得られていません。しかし、在住外国人の人たちも、安心して生活ができるように受給権の確保を講じなければなりません。さらに、企業・事業所に対しても、差別的な雇用が行われないように啓発活動を行い、未加入者の解消に努めます。また、「倉吉市在住外国人高齢者・障害者特別給付金支給要綱」の充実を図り、ひとしく市民としての権利向上に努めます。

(4) 外国人との交流事業の推進

本市に在住している外国人との交流する場を提供し、市民の積極性を引き出し、異文化・異民族の尊重を図り相互の理解に努めます。さらに、在住外国人が相互に交流し支え合い、本市のまちづくり事業や地域活動などに参加できるよう努めます。

(5) 生活環境の改善

生活文化、習慣などの違いから、外国人に対する差別と偏見は根強くあり、学校・社会教育などと連携を強め、人権啓発の推進を図るとともに、生活基盤の充実に努め地域での生活保障を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
行政相談	相談体制の充実を図り、相談内容による各課との連絡調整	総務課
自治公民館活動推進事業	各自治公民館での在住外国人に対する相互理解の促進	
在住外国人高齢者・障害者特別給付事業	無年金者対象	長寿社会課
市民のための韓国語講座	市民のための外国語講座（韓国語ほか）	企画課
国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	
韓国羅州市姉妹都市交流事業	韓国羅州市との国際姉妹都市友好交流	
国際交流員（韓国）招致事業	韓国から国際交流員を招致	

第5章

先住民族の権利回復の実現

第1節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

現状と課題

個人と個人との平等が達成される取り組みと同様、民族と民族の真の平等が、達成され普遍的な人権保障が確立される社会を目ざす必要があります。

基本方針

アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解し、アイヌ民族の権利回復の実現に向け た啓発に努めます。

基本計画

(1) 啓発活動の推進

関係機関・団体と連携して講演会、人権パネル展などを開催し、職員および市民への啓発を推進します。啓発資料の作成および情報などの提供に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権啓発資料の作成（再掲）	館報の発行、人権啓発カレンダーの作成、啓発冊子「かいほう」作成	人権文化センター

第1節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 学校教育における多文化教育の推進

現状と課題

アイヌ民族をはじめ、先住民族についての学習を教育課程のなかに位置づけ、正しい理解を深めることが大切です。

基本方針

アイヌ民族の歴史とその文化、日本社会に今なお根強く残る偏見や差別の学習を通して、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深める指導を充実します。

基本計画

(1) 指導内容の充実

児童・生徒のアイヌ民族に対する正しい歴史認識のため、教職員の研修を深め、地域教材の発掘とその活用に努めるとともに、アイヌ民族をはじめ、世界の先住民族（他民族）に関する図書、教材などを充実します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
教材整備	図書購入	教育総務課

第1節 啓発・教育の推進

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

イ 社会教育における多文化教育の推進

現状と課題

先住民族についての歴史や実態の図書資料が不十分であり、知らない状況にあります。そのため、図書館は、これらに関する資料などの充実が必要です。

解放文化祭への展示協力と啓発パネルの借用展示などを積極的に実施し、市民啓発することが大切です。

基本方針

北海道ウタリ協会などと連携を取り、生涯学習関連施設を中心に市民の学習機会や情報の提供に努めます。

基本計画

(1) 学習機会の設定と啓発活動の推進

各施設が連携して、研修会の開催および啓発資料の作成を推進します。また、博物館、図書館での資料展示や図書の充実を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
アイヌ民族の美と心	アイヌ民族の衣服などに見られるデザインの美しさと自然と共生する生き方や考え方について展示と講演会の実施	博物館

第1節 啓発・教育の推進

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

現状と課題

地域社会への影響力をもつ社会教育団体に向けての、様々な学級・講座は行われていますが、その中でも人権に関する学習は、他の学習と比較し少ないため、より情報提供に努めることが必要です。

基本方針

社会教育関係団体の啓発活動を促進するため、生涯学習センターをはじめ各生涯学習 関連施設の支援体制の整備を進めます。

基本計画

(1) 社会教育関係団体の学習、啓発活動の促進

生涯学習関連施設との連携活動として、研修会・講演会を開催するなど啓発活動への取り組みを推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
人権啓発資料の作成（再掲）	館報の発行、人権啓発カレンダーの作成、啓発冊子「かいほう」作成	人権文化センター

第6章

身近な差別解消の実現

第1節 身近な差別等の解消

1 子どもの人権問題

現状と課題

社会のめまぐるしい変化のなかで子どもをとりまく状況に多くの課題があります。家庭や地域社会との連携を密にして、その課題解決に向けて努力する必要があります。

「いじめ」も差別であるとの視点を踏まえ、また、どの子どもにも起こりうる人権侵害の一つであることを認識し、学校、家庭、地域が一体となって、命の尊さや仲間の大切さをあらゆる機会を通じて指導していく必要があります。

家庭で起こる児童虐待は、子どもにとっては最も深刻な人権侵害であり、多発する傾向が見られます。

子どもたちの間で起こっている、さまざまな問題を子どもたち自身の問題としてとらえるのではなく、私たち大人に対する子どもたちの悲鳴や警鐘として、受け止める必要があります。

基本方針

子どもの権利条約の理念と精神に学び、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かになるような人権文化の充実に努めます。

基本計画

(1) 啓発活動の充実

子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約や原則および規定などが具体的に理解されるよう、幅広く啓発活動を推進します。

(2) 保護者・教職員に対して

子どもたちが示す「いじめ」問題や「自殺」事件、「荒れ」「非行」などの行動が、大人や地域社会に対する告発や要求であると受け止め、子どもたち一人ひとりの生活にかかわった深い認識のもとに、家庭・地域との緊密な連携を基に、子どもたちの人権に関する課題解決に向けて「人権文化の創造」に努めます。

(3) 子どもたちに対して

人もそれぞれ違うということを認め合うことから「人権」が広がることを基本に、「自分らしさ」を尊重し、「自分が好き」であることが他人に対するやさしさを育むということの学び合いに努めます。

(4) 家庭児童相談機能の強化

個別化、複雑化する相談に対して適切な指導助言が出来るよう家庭児童相談員の研修などを推進します。

(5) 家庭虐待防止ネットワークの推進

児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務などについての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、医師、保健所等関係機関との連携体制の整備を行います。

(6) 子どもの人権の尊重及び保護

幼稚園・保育所・学校・家庭・地域の連携を深め、幅広い子育てネットワークの構築を図るとともに、子どもの人権擁護の視点をもとに、命の大切さや人権意識の高揚をめざし、啓発・教育活動を推進します。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
初等教育研究事業（再掲） 中学校教育研究事業（再掲） 生徒指導対策推進事業（再掲） 帰国子女日本語語学指導（再掲）	教育研究大会 教育研究大会 4中学校区生徒指導対策推進委員会 帰国子女日本語語学指導	教育総務課
学校同和教育教材および作文集作成（再掲） たくましくはばたく力育成事業（再掲） 解放子ども会育成事業（再掲）	人権作文集、学習教材 市内2小学校区指定（平成13年度事業） 解放子ども会、生徒会の育成	同和教育課

第1節 身近な差別等の解消

2 いじめ、不登校問題

現状と課題

いじめ、不登校問題について、把握に努めるとともに、仲間づくり、授業づくりを通して魅力ある学校づくりに努めることが大切です。今後、教職員の研修に努めるとともに、保護者および関係機関などの連携を深め、問題の解決に取り組むことが必要です。

基本方針

学校体制の指導理念として、「弱い者をいじめることは、人間として絶対許されない」と毅然たる態度を育てるとともに、教師はいじめられている側の立場に立った親身な指導を行い、子どもの発する危険信号を鋭敏に感知するよう努め、家庭・学校・地域とで連携し、いじめ・不登校の解決を図ります。

基本計画

(1) 学校運営の充実

実効性のある指導体制の確立を図り、事実関係の究明および迅速かつ正確な把握に努め、教育的指導と弾力的な対応を進め、児童・生徒の立場に立った差別やいじめを許さない学校運営を推進します。

(2) 家庭・地域との連携

いじめ・不登校に対する保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識する適切な情報提供を行い、真の「心の居場所」となる家庭づくりに努め、家庭を側面から支援する役割を推進します。

(3) 研修会の充実

教職員のいじめ解決のための実践的な研修を深めるとともに、一つの事例を通して現実にある課題を保護者・地域に提起し、子どもの人権に関わる問題は、大人一人ひとりの課題として受け止められるよう各種講演会・研修会を開催し、保護者・教員の資質向上を図ります。

(4) 相談体制の充実

児童・生徒およびその家族が安心して相談できる体制づくりを進め、その背景を的確に捉え、学校や家庭の在り方を見直し、その指導方法を改善し「個」を大切にする指導体制の充実と、中部地区内の「いじめ電話相談」関係機関（うつぶき教室・こども電話相談・鳥取地方法務局倉吉支局など）と連携を図り、そのPRに努めます。

(5) 関係機関との連携

倉吉児童相談所、うつぶき教室との連携をはじめ、中学校区における関係機関のいじめ連絡協議会を充実させ、児童・生徒の生活実態をはじめとする情報交換を行い、地域全体で

いじめをなくする体制づくりに努めます。

(6) 職員の体制充実

すべての教職員は、子どもたちの心のケアが一層求められていることを認識し、児童・生徒の立場に立ち、内面の理解を深め、心と心が触れ合う人間関係を築き上げるという基本的な姿勢の向上に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
心の教室相談員設置事業（再掲） 不登校対策事業（再掲）	心の教室相談員設置および心の教室整備充実 登校拒否児対策委員会 不登校生徒適応指導教室の整備充実	教育総務課
学校不登校児童生徒対策事業（再掲）	不登校指導員配置 登校拒否児対策委員会	
教職員研修（再掲）	教職員研修会の開催	

第1節 身近な差別等の解消

3 エイズ問題

現状と課題

エイズについては、地球規模での社会問題となっていますが、本市においては、いまだ十分な認識がなされていない状況にあり、今後、一層、啓発活動を充実させて行く必要があります。

基本方針

HIV感染者、エイズ患者と家族のプライバシーの保護および日常生活の配慮に努め、エイズとその予防についての正しい知識と理解を深める啓発活動を推進します。

基本計画

(1) 啓発活動の充実

倉吉保健所をはじめ医療機関との連携を図り、エイズ検査受診の推進に努めるとともに感染を広げないため、正しい知識と理解を深める啓発・教育を行い、市民一人ひとりの行動の変容を促し予防活動の推進に努めます。

(2) 相談体制の充実

医療機関・保健所等関係機関と連携し、感染者とその家族の人権とプライバシーを守り、HIV抗体検査を受けやすくし、エイズについての相談体制の充実を図ります。

(3) 地域社会の受け入れ

未感染者と感染者とが社会に共存している現実を受け入れることから出発し、正確で適切な情報を提供し、感染者との共存政策の理解を促すための啓発に努めます。また、HIV感染に関しての科学的知識の普及のほか、感染者への支援が必要であることの理解および偏見・差別を解消する活動への動機づけに努めます。

(4) 学校教育との連携

学校教育の中で、エイズに対する誤解や偏見をなくするため、正しい理解を深める性教育の充実に努めます。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
保健衛生一般事業	保健所、関係機関と連携し、啓発活動の推進	長寿社会課
中学校教育研究事業	性教育講座	教育総務課

第1節 身近な差別等の解消

4 特定疾患

現状と課題

関係機関との連携、資料の収集により市民啓発の取り組みが求められています。

特定疾患の種類は多く、保育所内での対応もその種類や程度により、様々であるため、嘱託医等に相談し指導を受けながら、子どもに対して的確な対応ができるように保育者の研修を充実する必要があります。

特定疾病患者の医療の申請窓口は、保健所であるため、対象者の把握が困難であり、また、特定疾病自体も多様なため、住民への周知が難しく、今後、啓発を充実させて行く必要があります。

基本方針

特定疾患の患者が安心して治療を受けられるよう、医療費の負担軽減、福祉の充実を図るとともに、特定疾患や患者に対する偏見や差別の解消に努めます。

基本計画

(1) 啓発活動の推進

市民への啓発活動の充実を図り、特定疾患に対する正しい理解と特定疾患患者に対する偏見や差別の解消に努めます。また、雇用主・担当者の無理解による就職・雇用差別の解消に努めます。

(2) 地域保健の充実

各特定疾患患者に対応できるよう医療機関・保健所等関係機関との連携を図り、中部地区内における地域医療の充実と医療費の負担軽減に努めます。そして、現在ある福祉施策の見直しと福祉制度の充実を図り特定疾患患者の命と暮らしを守る施策を推進します。

(3) 地域住民との連携

地域住民の特定疾患への理解と特定疾患患者への理解を深め、特定疾患患者を支える相互扶助意識の向上に努めます。

(4) 小児慢性特定疾患への対応

相談体制を確立し、行政の医療機関への連絡体制および緊急時での対応体制の充実を図ります。保育所・幼稚園、学校において、小児慢性特定疾患の子どもたちの教育が保障されるよう、養護教諭をはじめ教職員の研修を充実し、的確な対応と指導の向上に努めます。

(5) 実態調査の実施

特定疾患に認定されていない方々の実態把握に努め、相談活動と援護制度の充実および啓発活動の充実に努めます。

(6) 相談体制の確立

各病院を中心にして、医師を通して患者同士お互いが支え合う人間関係をつくり、相談体制の確立を図り、生きがい対策の充実を図ります。

事業計画

事業名	事業内容	主管課
保健衛生一般事業 難病患者等居宅支援事業 母子保健事業	特定疾患について、広報紙などによるPR ホームヘルプ派遣事業 ショートステイ事業 日常生活用具給付事業 保健所と連携を図り、相談など対応	長寿社会課
* 保健所と連携を図り、特定疾患の方に対する相談対応		
相談体制等の充実事業	身体障害者福祉協会などによる相談体制の充実 腎友会倉吉市協議会、筋ジストロフィー協会などとの連携を図り、相談体制の充実	福祉課
中学校教育研究事業 小学校・中学校保健事業	性教育講座 就学時健康診断および健康管理の諸検査	教育総務課